

平生町告示第21号

平成21年第4回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年6月4日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成21年6月18日

2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

河藤 泰明君

大井 哲也君

岩本ひろ子さん

田中 稔君

淵上 正博君

藤村 政嗣君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

吉國 茂君

平岡 正一君

河内山宏充君

福田 洋明君

6月25日に応招した議員

応招しなかった議員

平成21年 第4回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成21年6月18日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成21年6月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第6 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第7 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
- 日程第5 議案第1号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第7 委員会付託

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君 |
| 6番 淵上 正博君 | 7番 藤村 政嗣君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 吉國 茂君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君

書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長	吉賀 康宏君	総合政策課長	角田 光弘君
町民課長			安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年第4回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において柳井靖雄議員、吉國茂議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成21年3月分、4月分、5月分及び6月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布したとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

日程第5 議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告及び日程第5、議案第1号平生町営住宅の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

平成21年度がスタートして、早いもので、もう2カ月以上が経過しまして梅雨の時期を迎えております。

気象庁は、6月9日、九州から東海にかけて梅雨入りしたとみられると発表いたしました。山口県におきましては、平年より4日、昨年より12日遅い梅雨入りとなりましたが、先月の山口県の降水量は、晴れの日が続きまして、月間の降水量の少雨記録を更新いたしております。

その後も、この地方は空梅雨模様でありまして、気象庁は、15日、西日本の少雨に関する気象情報を出すなど降水量が少ない状況が続いております。既に、給水制限を実施している自治体もあるようでございますが、これまでの少雨を解消してくれる、ほどよい恵みの雨を期待しているところであります。

そうしたさなか、平成21年第4回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

このたびの本定例会に御提案をいたします議案は条例1件でございますが、議案の説明に先立ちまして、新年度に入りましての諸般の報告について御報告を申し上げます。

まず、平生町議会におかれましては、5月29日の臨時議会におきまして、福田議長さん、河内山副議長さんをはじめとする新たな議会構成でスタートされたところであります。

引き続き、今後の町政推進に向け、議会と行政が車の両輪として切磋琢磨しながらその役割を果たして、町民の皆様の負託にこたえていかなければいけないと考えておるものであります。議会対応につきましても、我々もしっかり緊張感を持って精力的に審議を尽くしていきたいと考え

ておりますので、御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、現在の世界経済は「100年に一度」と言われる危機にあり、世界が同時不況の様相を呈する中、我が国の経済における影響も深刻化を増しております。

我が国の1月から3月の国内総生産の実質成長率は、年率換算で前期比で15.2%の減、戦後最悪の下落率を記録したところであります。また、4月の失業率も5%台となり、有効求人倍率も0.46と、これも史上最低の水準となっております。一部経済指標は底打ちの動きという観測も出ておりますが、予断を許さない状況であることに変わりないことは言うまでもありません。

こうした戦後最悪の経済危機を脱するため、積極的な財政出動による景気回復を最優先とする過去最大の補正予算が、5月29日に成立したところであります。これで、今年度は当初予算と合わせますと、初めて100兆円を越す大型予算となりました。

また、6月2日には、補正予算関連法案の成立などを目指すため、今国会の会期が7月28日まで延長されたところであります。

本町といたしましても、昨年度の国の1次補正予算、2次補正予算での景気対策等につきましては、繰越事業として現在取り組んでおりますけれども、このたび、第3弾として位置づけられている、平成21年度の国の補正予算に盛り込まれました追加経済対策につきましても、極力早期に実施するため、現在取り組んでいるところであります。事業内容につきましては、近々改めてお示しをさせていただきたいと思っております。

また最近、山口県発の全国的なニュースとしまして、1つは、6月2日、中国地方で初めての新型インフルエンザの感染が山口県で確認をされたところであります。この新型インフルエンザにつきましては、後ほど詳しく報告をさせていただきます。

2つ目は、同じく6月2日に、美祿市秋芳町のホテルで起きた一酸化炭素中毒事故で1人が死亡するという痛ましい事故が発生をいたしました。いずれにいたしましても、今後の風評被害による県内の経済や観光への影響が出なければいけませんと心配をしているところであります。

次に、3月定例会以降の町政の重要課題の進捗状況や経過につきまして、行政報告として申し上げます。

今年度予算の取り組みのテーマを「選択と集中による行財政改革と財政の健全化の推進」とし、さらに、実践テーマとして5項目、「まちづくりのポイント」を設定して取り組んでおりますが、これに沿って御報告させていただきます。

初めに、「町民との協働によるまちづくり」であります。

行政協力員会議であります。4月20日から24日にかけて町内5会場で開催いたしました。毎年、春と秋の2回開催をいたしておりますが、春の会議は、新たな行政協力員さんが約7割と

いうことで、主に行政側からの説明や情報提供を中心に開催をし、議員さんの御出席もいただいたところであります。

説明の後の意見交換は、各会場で多少の差はあったものの、いろいろな御意見や御質問、また要望等がありまして、一定の成果を上げることができたと考えております。

2回目の秋の会議は、意見交換を中心に開催を予定しておりますけれども、行政協力員のほとんどの方が自治会長ということでありますので、住民と行政が協力をし、相互理解の中で地域づくりに取り組んでいく、いわゆる「協働のまちづくり」に向けて精力的に取り組んでいきたいと考えております。

また、現在の自主防災組織の組織率は、144自治会中100自治会において設立をされておりますが、毎回、この会議の中でもお願いをしてきているところでもあります。今後も組織率アップに向け、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、「安全・安心なまちづくり」について申し上げます。

新型インフルエンザにつきましては、4月24日、メキシコにおいて感染が確認をされ、4月末にはアメリカ、カナダをはじめヨーロッパに感染が広がりました。

現在、世界76カ国で3万5,000人以上が感染しておりまして、人から人への感染が拡大しており、世界保健機関(WHO)は、6月12日、ついに警戒レベルを最高のフェーズ6に引き上げ、世界的大流行、いわゆるパンデミックの段階に入ったと宣言されたことは、御案内のとおりであります。

日本におきましては、関係機関と連携をし、医療体制や検疫体制の一層の強化がなされ、山口県においても、4月26日には、ホームページにより最新情報の提供や県健康増進課に電話相談窓口が設置をされております。

また、4月28日には、新型インフルエンザ対策推進本部が設置をされ、各健康福祉センターにおいても発熱相談センターが設置をされたところでもあります。さらに発熱外来医療機関が指定をされたところでありまして、平生町も同日、保健センターに相談窓口の設置など平生町のホームページへアップしたところでもあります。

その後、5月16日、関西方面で渡航歴のない高校生を中心に初めて国内感染が発生をしたため、本町も5月18日に、平生町新型インフルエンザ対策本部を立ち上げ、町民に対しては、発熱相談センターや感染拡大の予防方法などのチラシを全戸配布するなど、情報の提供に努めてまいりました。

現在までの相談件数は、本町に直接あったのが4件、柳井発熱相談センターが340件となっております。また、全国での感染等については、現在、31都府県に感染が広がって、感染者は昨日現在で666人となっております。

そのうち、6月2日には県内で初めて患者が発生をいたしまして、現在4名の発生状況であります。感染拡大のおそれが少ないことから、これまでの対応を継続をし、学校や保育所の休業措置等は当面要請しないこととしております。

また、公立施設の休業要請やイベント・行事等の自粛についても、現時点では要請しないこととする方針が出されております。今後とも、国、県の情報等に沿って緊張感を持って対応してまいりたいと思います。

さらに、これから夏に向かうため、感染も終息傾向になると想定をされますが、秋以降の流行期に備えなければならぬと考えておるところであります。

次に、福祉医療制度についてであります。

福祉医療制度の見直しについては、議会や関係団体等からも、経済的な過重負担と受診控えにつながるため、現行制度の継続を県に強く要望してきた経緯がございます。町としても、町長会等を通じて県に再考を求めてまいりましたが、見直しは一部にとどまりました。

そこで本町では、重度障害者、母子家庭や乳幼児家庭の要望に何とかしてこたえることが、住民の安心感につながるものだと考え、見直しに対する影響額の調査、あるいはまた今後の財政見直し等について検討をいたしました結果、7月から県制度の一部負担金の導入は行わず、これまでどおりの制度を維持していくことを判断したところであります。

あわせて、本年8月から母子家庭に父子家庭も対象範囲を追加して、新たに「ひとり親医療対策費」として制度化してまいりたいと考えております。予算措置につきましては、9月議会でお願ひすることといたしておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、「安全・安心なまちづくり」と「未来を担う子どもたちを育むまちづくり」の両方に共通をいたしますが、学校耐震化についてであります。

学校耐震化につきましては、安全安心の学校づくり、非常災害時の地域住民の応急避難場所として、本町としても最重要施策ととらえております。

さきの全員協議会で御報告をさせていただきましたが、今回の国の地域活性化・公共投資臨時交付金は財政面で非常に有利な制度になっておりますので、本町におきましては予定を前倒しをして、本年度事業として平生中学校の体育館の耐震補強及び平生小学校の普通教室棟の改築事業に取り組むものであります。

平成22年度末までに完成ということで非常に厳しい日程となりますが、しっかりした計画を持って確実に事業を進めるべく、万全を期して取り組んでまいりたいと考えております。

今後、補正予算を計上させていただくとともに、工事着工に向けての事業をスタートすることになりますが、議員の皆様方の御支援と御協力をよろしくお願ひを申し上げます。

次に「活力あふれる躍動するまちづくり」についてであります。

定額給付金につきましては、家計の緊急支援とあわせて、地域の経済活性化に資するために取り組んできたところではありますが、現在、申請世帯数は約95%となっております。この申し込み期限が9月16日までとなっておりますが、今後とも広報等で周知を行い、申請率のアップを図っていきたいと考えております。

次に、風力発電についてであります。

風力発電施設6基の増設を記念をいたしまして、5月24日、大星山山頂を主会場に「風緑フェスタ」を開催したところであります。

当日は一時小雨が降ったものの、おおむね晴れまして、町内外から約400人の参加者があり、健康づくり、環境に対する関心の高さをあらわしているものと思われまます。

スポレク公園から大星山山頂への歩け歩け大会、初めての試みでありましたロードレース大会、山頂での大声大会など各種ゲームや国体のPR、風力発電PR、エコライフ、地デジ推進、特産品販売の各コーナーなど、大盛況でありました。

このイベントによりまして交流が生まれ、人と人がしっかりと結びついて、強い連帯感が醸成され、それが地域力の源となることを改めて感じているところであります。今後のまちづくりのキーワードになる「地域力」を町の活性化につなげていきたいと思っております。

次に、町の雇用対策であります。

先ほど国内の経済状況や失業率等については御報告を申し上げましたが、町内企業においても厳しい状況が続いております。また、雇用情勢につきましても厳しさを増しており、一部において派遣社員の解雇や雇用調整などを実施した企業もある状況であります。

こうした情勢を踏まえて、今年の1月に、経済課を総合窓口として、離職者緊急支援相談窓口を設置いたしておりまして、全庁を挙げての取り組みといたしております。他の部署との情報の共有、相談等の一元化を行って、相談者に対して経済課で総合的に対応していくものでありまして、町民の皆さんにも周知をしてきたところであります。今後とも引き続き取り組んでいく所存であります。

また、緊急的、一時的なつなぎ就業の機会を提供する事業として、山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業がありますが、町としての取り組みについても、現在、協議を進めているところであります。

次に「持続可能なまちづくり」であります。

都市計画税の導入についてであります。今日まで、都市計画審議会や町議会等にお諮りをしながら、いろいろな角度から議論が行われてきたところであります。

この経緯を踏まえて、平成19年度の都市計画審議会において、都市計画税の課税区域をはじめ、税率、導入時期等について審議が行われた結果、下水道の供用開始区域を対象として、税率

0.2%で平成22年度から導入することで確認をされたところであります。

その後、平成22年度から課税をするために、各関係課で作業を進めてまいりましたが、御承知のとおり、昨年の秋からの金融の激変による世界の同時不況の様相でありまして、我が国経済においても国内総生産が戦後最悪となり、厳しい景気状況が続き、雇用情勢も同様の厳しい状況に陥っております。

こうした現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、町としても財政的には非常に厳しい状況ではありますが、都市計画税の導入につきましては、今後の景気の状態の推移等を踏まえ、議会とも御相談を申し上げながら、その実施時期を判断をしていきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

終わりに、平成20年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額47億7,350万7,301円、歳出総額46億4,613万6,627円、差し引き1億2,737万674円となりまして、繰越明許費を控除いたしますと、1億754万4,674円が実質の差引額になります。昨年に比較をしますと、実質941万8,601円の増加となっております。

次に、特別会計であります。9つの特別会計の総額を申し上げます。

歳入総額36億8,893万4,415円、歳出総額35億9,582万6,781円、差し引き9,310万7,634円となります。

以上、平成20年度の一般会計ほか9つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

それでは議事日程に従いまして、本日御提案を申し上げます。議案第1号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、耐用年数を経過した老朽住宅につきまして用途廃止をいたすものであります。

対象となる住宅は、上横団地でございます。昭和43年の建築から、木造住宅の耐用年数として定められております30年を既に経過しておりますもので、老朽により引き続きの管理が不相当であると判断し、用途を廃止するものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます。議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますのでよろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第6 . 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第6、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） それでは、質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原発建設についてでございますが、この上関原発建設の質問は1年ぶりとなります。 よろしく願いをいたします。

上関町に中国電力による原発建設計画が持ち上がって以降、28年が経過しようとしております。 建設予定地の埋立許可が出されるなど、今、まさに建設がされようとしております。

安全性を無視し、隠ぺいとごまかしにより建設計画が進めておりますが、2020年までの温室効果ガス排出量の中期削減目標が現在、検討をされているところでございます。 今回は、原発の温室効果ガス排出問題についてお伺いをいたします。

まず初めに、原発の温室効果ガス排出問題ですが、これは日本の原子力発電所や核燃料製造施設などから、中規模の火力発電所1カ所分並みの年間82万トンの温室効果ガス、これはCO₂とフロンだそうですが、これが出ていることが経済産業省と環境省の温室効果ガス排出量算定報告公表制度で、2006年と2007年度の集計からわかっております。

原子力関係の排出実態がわかったのは初めてですが、これまで政府財界は、原発は世界に貢献、CO₂ゼロと宣伝をし、低炭素社会の切り札と位置づけて、上関原発を含め、原発を増設しようとしているところでございます。

しかし、このごまかしも、先ほどの報告で明らかになっております。 核燃料の製造や使用済み核燃料の処理、原発の保守点検、放射性物質管理などで大量の電力消費を伴います。

最も多かったのは、青森県六ヶ所村にある核燃料製造施設、これはウラン濃縮使用済み核燃料再処理の日本原燃ですが、関連施設の運転に伴い、中規模火力発電所クラスの約22万トンを出してしております。

このように、発電工程の中で、多量の温室効果ガスを排出しているにもかかわらず、CO₂は出さない、クリーンなエネルギーだと宣伝をし、国民を偽り、原発を増設しようとしているエネルギー政策そのものをどのように考えておられるのか。

また、このような政策の中で、上関に原発を建設させていいのかどうかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 上関の原発建設計画に絡んで、きょうは、このたびは温室効果ガスの排出の状況について、今、御指摘がありまして、どうだということでございます。

温室効果ガスの今、濃度がだんだん増加をしていって、そのことが地球規模での気温の上昇につながっている。何とか地球温暖化を防止するために、これを抑えていこうと、これが一つの大きな流れに、今なっているわけでごさいます、地球、温室効果ガスの排出をめぐる、既に先般も政府のほうが発表しておりますように、中期目標は15%カットでいくんだということ打ち出しておりますが、これは2005年が基準年ということでごさいますけれども、その前をさかのぼれば、京都議定書で初めて全世界が足並みをそろえて、ある意味では、途中で抜けたりというのがありますけれども、温暖化対策に1歩を踏み出したという経緯があります。

それを受けて、我が国も、当時は1990年レベルでの基準年でありましたけれども、6%削減ということが一つの大きな公約になったんですが、なかなか実態には、逆にこれ増えてきておると、そういう状況が指摘をされてまいりました。

そこで、このままじゃいけないというようなことで、2006年に改正をされました地球温暖化対策の推進に関する法律、これに基づいて、温室効果ガスを多量に排出をする、いわゆる特定事業者、これはみずから温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告する義務が課せられてきたわけでありまして。これが今、お話のありました温室効果ガス排出量の算定報告公表制度ということになっておろうかと思えます。

ただ、御指摘のような数字が、どういう背景で算出をされたのかというのは、ちょっと定かではありません。確かに、発電のときには原子力発電はCO₂は出さない。

しかし、原料の採掘から含めて、いろんな発電施設の建設や運用補修、このトータルライフサイクルで見れば、エネルギーを全部CO₂の排出量で算出をしてみると、1キロワット当たり22から25グラム、これは国のほうも数字として出してございまして、そうした排出量があるということも示されておりますが、今、言われました82万トンという数字の根拠というのが、今の状況で我々としても把握できておりません。その根拠がわかりません。どの段階の工程を言われるのか、あるいはまた、どれが対象になっているのかわかりませんので、今はどういう見解かということで見解を申し上げる状況に今、ないわけでありまして。

ただ、今、国のほうを示しておりますような温室効果ガス排出量の算定報告公表制度、これはさっき言いましたように、2006年、平成18年の4月からスタートしておるわけでありまして、これらの中身については、当然、これから検証をされていくわけでありまして、あわせて、これから国際レベルでも、こういった今からの中期目標をどう設定をして、どうやっていく。それに伴って国内対策はどうやっていく。その場合の今の報告制度、算定報告公表制度を一体どうしていくのかということをごさいますか、今からこの年末にコペンハーゲンで行われますが、こういった世界全体の流れの中で、日本がこうした温室効果ガスの排出量の削減に向けて、具体的な国内対策、こういうものがまた改めて示されてくるというふうに思っております。

から、この制度についても、改めて検証がされていくものというふうに私は思っております。

ただ、今ありました82万トンについては、これは十分私も、今、何とも見解を申し上げる状況にありませんので、お許しをいただきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 今、答弁がございましたが、この82万トンという数字は、先ほど申し上げました経済産業省と環境省の温室効果ガス排出量算定報告公表制度で公表をされている数字でございます。これは、しっかり調べてもらえばわかると思えます。ぜひ、この辺はよろしく願いをいたします。

確かに今、町長が言われましたように、原子力発電、発電そのものを行っているときはCO₂を出しておりません。CO₂は出しておりませんが、放射能は出ております。電力供給全体を考えるとみれば、全工程で私は見る必要があると思えます。

私は今、余りにも原発に依存し過ぎている国のエネルギー対策、これは抜本的に転換をしていかなければならない。

前回、オバマ大統領も、自動車産業から、今、自然エネルギー対策のほうに転換をしなければならぬ、こういうことも今言われている時代なんです。その中で、事故隠し、活断層のごまかしとか、放射能の排出問題など、安全性の確立されていない原子力発電そのものに、そろそろこの辺で終止符を打つべきではないかと思えます。

ウランは80年、化石燃料はこの地球上に100年はないと言われております。当町では、大星山をはじめ7基の風力発電の風車が建設をされております。このように、資源の枯渇の心配がない自然エネルギーに変換をしていく、その方向にかじを切ったほうがいいと思えますが、この点についてはどうお考えでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 原子力発電所を含めて国のエネルギー政策についての今、見解が淵上議員のほうから述べられました。それはその議員の見解として承りたいというふうに思っておりますが、しっかり今、それぞれ事業者においても、安全性の確認を図って、こうした事業を展開をしていこうということで、今、取り組みが行われておりますので、我々は隣接をする町として、しっかりこの動向は十分踏まえて、地域のそうした活力と、そしてまた安全性と、こうものをしっかり確認をしながら対応していくと、よく連携をとりながら進んでいくというのが、今、本町の立場だというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いを申し上げたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 毎たび同じような答弁をいただいております。

次の質問に移ります。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用についてお伺いをいたします。

政府は、09年度の補正予算案で、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を交付するとしております。当町では1億5,000万円になると聞いております。

使い道としては、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現などとなっておりますが、当町では、前回の全協のときに、小中学校の耐震化工事を前倒しで実施されるという報告を受けました。

問題は、この計画の中で、平生町がどう活性化するというのが問われているんじゃないかと思はいます。

学校建設は、箱物をつくる中で、一番多くの業種がかかわると聞いております。私は、この不景気の中、地元中小零細業者に幅広く効果が及ぶようにしなければならないと思います。

今、当町では、この事業を進めるに当たり、町内の活性化をどのように考えておられるか。また、どのような計画を立てておられるのかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今回の国の補正予算に伴いまして、経済危機対策臨時交付金、これの活用についてどうするのかという御質問でございますが、その前に、今回の補正は、御承知のように1兆4,000億円ということ、事業費ベースで言いますと5兆6,000億円と、かつてない大型補正ということになるわけでございますけれども、これは実は柱が4本柱があります。

1つは、緊急的な対策、底割れを回避する。2つ目は成長戦略、未来への投資。3つ目が、安心と活力の実現、政策を総動員してやる。4つ目が税制改正と。この4本柱で、この危機対策が組み立てられておるんですが、その中の3つ目に、今、安心と活力の実現、政策総動員という中に、いわゆる地方公共団体への配慮という項目が1項目あります。ここで言われておりますように、地域活性化・公共投資臨時交付金、これが約1兆4,000億円、この公共投資臨時交付金、それともう一つは、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これが1兆円ということで、この大きな二本柱が地方への配慮という中であります。

そのうちの最初に言いました地域活性化・公共投資臨時交付金、これは今、この前から申し上げておりますように、小学校の改築、耐震改修に活用していこうと、補助裏で充てていこうというふうに考えておりますし、もう一つの地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これ1兆円と言いました。これが本町の場合は1億5,000万円と、こういうことになっておるわけでありまして、この基金、公共投資のほうは、今言いましたように、学校の耐震化に振り当てていこうということに、今、対応しておりますが、この経済危機対策臨時交付金、これの1億5,000万円という話が、今、申し上げておりますが、これはできるだけ地域の実情に応じた、きめ細かな事業を積極的に実施するということになっておりまして、当然、地域の活性化に資する必要がある

る。

したがって、中身につきましても、できるだけ町内事業者が受注できる、そういう事業をしっ
かり編成をしていきたいというふうに今考えて、御承知のように、先ほども申し上げましたよう
に、既に各課がそれぞれヒアリングを終えまして、近々のうちにこれをまとめて、これから予算
編成を行っていきたいというふうに考えておりますので、この中身については、改めてまたお示
しをしていくことになろうというふうに思っております。

それから、学校のほうの関係もさっきおっしゃってありました。今から、大車輪で取り組みを
していかなきゃいけないということで、しかも、この年度に限りがあります。繰り越して22年
度までには、22年度までには完成しなきゃいけない、こういうことでありますから、限られた
中で、それをやり切っていく一つの事業者というのは当然限られてくるわけですが、それに関連
をして、例えば、今から学校をそういうふうに住てかえるわけですから、仮の校舎を建てたり、
解体をしたり、いろんな工事に伴って、いろいろ地元業者で対応してできる事業がたくさん出て
まいります。

その辺については、十分配慮して、我々も、しっかりせつかくの事業でありますから、地元の
皆さんに、少しでも活性化につながっていくようにというつもりで対応させていただきたいとい
うふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） いい答弁をいただきました。

当町でも、派遣労働者の雇いどめとか、週休3日の臨時休業など、不況の波が押し寄せている
のが各所で随時わかります。私は、この不況の今こそ、地方自治体が持てる力を十分に発揮をし
て、町民の暮らしを守るべきだと考えております。

先ほど言われましたように、計画段階から、町内の活性化を重点に置き、計画を進めていくべ
きだと思います。このことを握って離さず計画を進めていただきたい、これで質問を終わります。

.....

議長（福田 洋明君） それでは、田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） こうして改めて質問をするとすると、私、大変緊張をいたしました
で、いいぐあいに言えるかどうか心配ですが、よろしくお願いします。

私、過去18年度、19年度の監査委員の意見、決算審査意見書、非常に感動をいたしてあり
まして、これがいいぐあいにできれば、町もかなり良くなるなという感じが実はしております。

そこで、私の質問趣旨でございますけども、一般質問通告書の中には、3と書いてあるところ
に、「18年度意見書に提言されていることに対して」というふうに書いてありますけれども、
全体に広げますとこれは答えようがないと思いますので、私の趣旨は、18年度意見書のむすび

に対しての意見を求めているところでございます。

それから、5番ですか、質問要旨の5ですけども、失礼しました、4番目ですね、「対策努力と優先順位をどうつけているか」というふうに書いてありますけれども、対策努力と歳出項目の優先順位をどうつけているかと、歳出でございます。これも、むすびの中に入っておることだったかな。とにかく、その全体の文章に範囲を広げますと答えようがないと思いますので、むすびについて私は意見をお伺いしたいと、こういうふうなことでございます。

さて、そこで、18年度、19年度、もう過去のことですけれども、さらにもっと過去にさかのぼって、いろいろと私、予算というか、決算がどういうふうに動いてきたかというのを調べてみました。

といいますのも、過去があって今があって、それから将来があると、全部つながっている風でございますんで、過去はどうなってきたかということ調べてみました。

その結果が、これちょっとお渡しすればよかったんですが、ちょっと間に合いませんでしたので、こういうグラフになってきました。ちょっと後ろ、こういうグラフです。

ここから平成5年です。平成5年で、これが平成19年です。これが歳入です。これが歳出。歳入と歳出は大体数字としては合っていると思いますけど。それから、これが町債残高です。

そこで、質問の前提ですので、答えるつもりでお聞きにならなくても結構ですけども、話の前提でございます。これを分析した結果、過去ですけども、大体おぼろげながら、ここに段が一つあって、ここに段が一つあって、ここに段が一つある。つまり、予算の規模が3段階になっておると、3つの階段状になっているというふうにおわかりいただけると思います。

平成5年から平成11年、これは、いわゆる日本のバブルがつぶれて、大体バブルがつぶれたのが、平成3年か2年かそのごろだと思いますけど、失われた10年というのがずっと始まっています。

だから、この間、お上のほうも、何とか景気を持ち直そうとして、一生懸命公共投資をやった、そういうことをやってこられたというふうに思います。その辺が反映されたのが、多分、この期間だと思います。

ここも、町債の発行残高といいますかね、がんがん増えています。大体年間で10億円以上ぐらい増えています、ここら辺までだと。これがいわゆる失われた10年の期間の町の財政規模と。このとき、予算規模が大体55億円から59億円でした。

それから次の段階、階段、平成12年から、この辺から平成16年ぐらいまで、もう一段目の階段になっています。これが、大体経済安定期ということで、恐らくこの時期は、ちょっと完全には重なりませんが、小泉政権の時期と多分重なると思います。

この時期は、小泉政権が銀行の不良債権を処理して、何となく経済も安定化に向かっていると。

この時期が、予算規模が51億円から55億円ぐらいのレベルです。この段階です。

それから次が、平成17年以降、いわゆる緊縮財政の期間になってきます。これが、予算規模が45億円から48億円ぐらいのところ。去年度、今年度、あるいは一昨年度あたりは、このぐらいの規模になっていると思います。

以上、予算の規模を見たときに3段階になっています。この理由は私よくわかりません。これは恐らく経済情勢だとか、あるいはいろいろな要件が重なって、こういうふうな段階ができたんだらうと、階段ができたんだらうというふうに思っております。

もう一つ、少しつぶさに見たときに、歳出が平成5年、ここです。それから19年、ここです。最初、項目ごとにどういうふうに動いたかというのを見てみました。

そうしますと、総務費が平成5年が13億円、平成19年度が8億円、だから、13が8になっています。それから、土木が10億円が5億円になっております。半分になっています。それから、民生費、これが8億円が12億円になっています。5割アップ。それから農林水産費が5億円が3億円。公債費が4億円が8億円に2倍になっています。地方債残高が随分増えていますから、これはやむを得ないと思いますが、これは、いいとか悪いとか言っているのではなくて、過去の歴史をずっと見ているところです。

それから、歳入は、地方交付税が平成5年が21億円だったのが、19年が17億円になっています。それから、町税が13億円が13億円。これは実は問題でして、ほとんど変わっていません。増えもしていない、減りもしていない。

それから、町債が、10億円が3億円になっています。これは町長、一生懸命ブレーキ踏まれて、町債発行しないような形でやられたんだと思います。そういうわけで、町債残高、こういうカーブになっています。非常に安定していますね。ただ、ちょっとこの辺で増えていますけどね。

その町債ですけれども、平成5年から平成10年は、先ほど言いましたように10億円以上、あるいは10億円前後の町債の発行がやられています。この当時は、だから、公共投資がかなり盛んに行われたんだらうというふうに思っております。これは、何とか財政を立て直すという趣旨で、大いに頑張られたんだらうというふうに思っております。

それから、平成11年から14年、大体安定期になっていまして、年間で4億円から6億円、町債発行。それから、平成15年から16年、少し多くなって7億円から10億円になっております。平成16年が特にぼこんと出ているんですけど、これは理由はわかりません。平成16年といったらここですね。16年、17年が多いですね。

それから、平成17年以降は、これまた安定してきております。少なくなっています。そこで、平成12年ごろに失われた10年が終わりを告げます。それ以降、大体実感なき経済成長といえますかね、いわゆる実感のない好景気と言われておりまして、それが大体去年の、去年ですから

20年ですかね、平成20年、19年から20年ぐらいまで続いたんですね。

去年の9月15日にリーマンショックがありました。それから、がたとと階段状に落ちこちてきているわけですけど、景気としては、そういう実績が、歴史があります。

過去の町の予算の変化を長期にわたって、こうして見てみました。その結論としまして、15年間で予算規模が約10億円縮小した。これも、いいだとか悪いだとか言っているではありません。時代の背景、それぞれによって変わるのは、当たり前のところだと思っております。

それから、町債残高が今現在、高値安定になっておる。それから、これが一番心配するところですけども、町債発行も減少し、それから基金も減少しております。それから、町税はほとんど変化ありません。ということで、心配しているんですが、町民サービスが落ちこちていないかということをお心配しています。何をすることにしたら、やっぱりお金が必要ですから、お金が減るということは、町民サービスが減っているんじゃないかなということをお心配しております。これはマクロで言っております。

それから、財政需要の内容が大きく変動しております。土木費が大幅に減っております、それから、それに反しまして民生費が非常に増えています。それから、一次産業の衰退、これは言うまでもなく、かなり衰退してきております。

それから、先ほど言いました地方税はほとんど変化がありません。以上がマクロ的に見た過去15年ですかね、ぐらいの町の財政の歴史でございます。

そこで、これから一般質問に入りますけれども、18年度の監査意見書のむすびです。全体の文章ではありません。むすびに書いてあります。一部読みます。「各種産業構造の推移を見きわめながら、町の進むべき方向を見定め、一律削減という考え方は捨て、思考を活性化させ、精査選択によるメリ張りのある行政運営をされたい」とこういうふうに記載されております。

そこで質問ですけども、財政需要はますます増大する中で、今までに見てきたように、町税の増収はほとんどありません。

そこで、お金のかかる諸課題が多い中で、一律削減でなくて何を優先的に実行されたのか。諸課題の優先順位は何かと。諸課題の選択は、これは町長にお諮りいたします。いろいろあるのかなと思います。何が優先だということをお、ひとつ書いてみていただければというふうに思います。

趣意書、質問要旨の中には、具体的に何を試み、どういう結果が得られたかと、こういうことですね、それでも結構でございます。諸課題の中で何を優先的にやっていって、どういう結果が得られたかということをお披露願えたらというふうに思います。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前 9時55分休憩

.....

午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

中期といいますが、十四、五年の財政の、本町の財政のトレンドをもとにして、ちょうど監査の決算審査意見書について触れられて、この具体的な町政の運営、行政運営についてということで、この質問要旨にあります3、4がかなりダブっておるような今、印象を受けましたので、一緒に御答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

その前に、毎年、決算監査をいただきまして、決算だけではありませんけれども、そして審査意見書をつけていただいております。

監査の方には、本当に暑いときも寒いときも、いろいろ御協力いただきまして、熱心に精力的に監査をいただいておりますということで、町としても感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。

いろいろこの中にも、きょう、むすびのところということでございますが、中にもいろいろある指摘については、これは毎年、やっぱり各課で関係するところはきちっと指摘を受けたことは、ちゃんとこういふふうにしましたよということをやちゃんとまとめまして、報告をさせていただくということをや、ずっとこのところやってきております。

それはそれとして、かなりの量になりますから置いておきまして、むすびのところについて、きょう今、御質問をいただきました。

かなり財政運営について、この10年から15年程度の長いあれがありましたけれども、特に前段の時期は、平成10年度前後、10年、11年、12年、あのころは、もうこれ以上、町債を増やすわけにはいかない。かなり意識的に借金を減らす取り組みをやってきました。

これはもう意識的にやりまして、ただ、途中でちょっとというのは、恐らく佐賀地区の若者定住促進住宅をやった、あの件が入っているのかなという、これは私の感想ですが気がいたします。

そうしたことと、特に段階別に御指摘をいただきましたけれども、特に最近のやつは、たまたまこれが18年度の意見書でございますけれども、その前の15、16、17、合併の時期と重なって、三位一体の改革、これが非常に強く打ち出されてきて、国の財政運営によって、全体で約5兆1千億円、地方は、トータルでいえば交付税逃れたという結果になっておりまして、それがたっと落ちてきたのが、17、18、あのころじゃないかと思えます。地方交付税がばっさり削られてきた。

そういう状況を踏まえて、我々も、平生町の緊急行財政改革プログラム、集中改革プランの後になります、それと行政改革をしっかりとやろうということで、第四次の行革大綱の実施計画を

つくって対応してきたと。かなり思い切って16、17のこれは18年度ですが、その前年度ぐ
らいまで、いろんな補助金を含めて各施策については、全部事務事業の見直しをやりました。
200何項目あったと思いますが、そして、全部洗い直しをやって、もう一度無駄はないか考え
ていこうということで、取り組みをやりました。

そうしたことで、思い切った行革を断行したことは事実であります。これは持続可能な行財政
の基盤をつくろうと、これがとにかく当面の一つの大きなテーマで当時はありました。これはこ
れからもそうなんでありませうけれども、大事なテーマであります。

そうした中で、この18年度前後ぐらいから、少しそうは言っても、ここにありませうに一
律ではなしに、メリ張りのある行政運営をやらせよう。補助金をカットにしても、ただ何%とい
うんじゃなしに、本当にこの団体に補助をしておる。その実際の活動がどうなっておるか、ここ
に着目をして、少し我々も補助金の精査をやっていこうと、こういう形に切りかえていくようにし
ました。

それから、当時の税収の確保をしっかりやらなさいいけない。特にこの18年もそうですが、
19年度、この18年度の指摘を受けて、改めて当時はこの議会でも報告をしましたように、税
収のチームを歳入確保の検討チームをスタートしまして、5つのチームをつくって歳入確保対策
を実施をすることにいたしました。

着実に、その効果もあらわれてきておると思ひますし、とりわけ、税の取り組みについては、
この18年度を受けて、19年度から、例の併任徴収を県下に先駆けて、県と一緒に協力をいた
だいて取り組みをさせていただきました。職員の実際の実務能力の向上、あるいはマナー意識が
向上するという取り組みをいろんなノウハウを勉強させていただいて、今、着実に反映させてい
ただいておるというふうにお思ひしております。

18年度まで差し押さえというのはほとんど町はやらなかつたんですが、19年、20年と差
し押さえ件数も18件と27件、決してこの差し押さえがいいというんじゃないけれども、やっ
ぱりまじめに納税をされている方に対して、いや、その能力がありながら税を払わない、こう
いうところに対しての不公平というのはあつてはならんということで、こういった立場から、こ
うした併任徴収の取り組みを積極的に進めさせていただいておりますし、徴収対策室をそして設置
をするという運びになつたわけでありませう。

もう一つは、19年度、この18年でありませうが、これを受けて、19年度に向けて、今、申
し上げましたような行政改革の取り組みをやりまして、16年度に対して、2億1,700万円、
18年度、19年度が2億6,400万円、それぞれ緊急行財政プログラムを実施をしました、
その具体的な財政的な効果というのを、一つは行政の組織機構の簡素・効率化、定員管理の適正
化及び新たな給与制度の確立、財政の健全化対策、こういった項目に当たつて行財政計画を進め

て、一定の今、成果を得ておるといふふうに思っております。

19年度には、先ほどもありましたように、この風力発電の6基増設に向けての調印にこぎつけることが、ちょうどあれが19年だったと思いますが、できました。

そういうことで、ある程度、将来を見ながら、そこら辺の手を打っていかなきゃいけないということで、一つの財源確保にもつながっていくというふうに考えて対応させていただいておるといのが、今日の現状だと思います。

歳入の確保についてはそういう形で対応させていただいておりますし、歳出に当たっての各施策の優先順位というお話もありましたけれども、それぞれ施策については予算編成の段階で、御承知のように、新年度予算に向けてのポイントを絞って、予算のテーマを毎年、具体的に示して、そうして各課で、まずそのところは費用対効果を含めて検討をいただく。それを改めて上げてもらって、副町長、町長の査定の段階で、この予算の要求との整合性、政策の重点の置き方について、その整合性を見きわめながら、施策については取り上げていってきおるとい状況であります。

今、申し上げましたような流れの中で、もう一つあるのは、行政評価の点であります。ここにも触れられておりますけれども、行政評価をいわゆる外部評価をいただきながら、行政評価委員による外部評価をいただき取り組んできた。

これ、事務事業を中心に今までやってきて、相当見ていただきました。したがって、かなり量も対象の事務事業も減少してきておりますから、これからは事務事業から施策評価に、施策の評価に移していこうと、こういうことで今、考えておりますけれども、行政評価をしっかりと次の年度の予算編成にも生かしていけるようにということで取り組みを進めてきたところであります。

そういうことを踏まえて、監査意見書を十分踏まえながら、行政に、行政運営が行われるように努力をしておるといのが現状だと認識をいたしております。どうぞよろしく願ひいたします。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 私、お伺いしたのは、将来的に町が、あるいは、その背景としての日本の全体がどういうふうになっていくであろうから、どういう手を打たないといけないと。例えば、老人介護の問題にしたってお金がかかる話ですよね。先ほど来、説明しましたけれども、町税というのはほとんど変化していないと、この15年間。基金は減っておると。それから、町債そのものを随分コントロールがきいて、少なくなっていると。

そういった中で、財源がないよと、とにかく。そういった中で、今後、ますますお金がかかっていくでしょうよと、その財源を、まずどうしますかと。それと、財源を確保できないならば、では、何を優先的にやっていきましょうと、学校耐震化に必要でしょうと、3分の1はやっぱり

町が負担しないといけないわけでしょ。だから、どっちにしたって金がかかると。

それから、介護をするにしたって年金にしたって何にしたって、年金は町がどのくらい負担するか、私わかりませんけれども、とにかく金がかかる一方だと、一次産業は衰退すると、土建業の方はひいひい言っていると、こういうことに対して、どういう手を打って、どれくらい金がかかってということが、多分あると思うんですね。それを私は聞きたかった。

まず、だから、財源をどうするのかと。財源が十分でなかったら、優先順位をどうつけて、歳出を、その金を使っていくんだと、これを私はお聞きしたかったんです。お願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 経済状況が激変をする中で、町税がほとんど変わらないということで御指摘ありました。

法人関係なんかは、若干落ちてきておるといふふうに認識をいたしておりますが、そういった意味では、10億円から十一、二億円のあたりで推移をしておるといふふうに受けとめておりますが、逆に言ったら、これだけの激変の中で、本当に町税で一定の期待ができるところにあるというのは、よく健闘してるなといふふうには思っております。

これは、税務課含めて、さっき言いました町税対策を含めての対応が少しは反映されているかなという気もするわけでありましてけれども、いずれにしても、この財政運営については、限られたいわゆる財政の中で、これからのただ行政に対するニーズはどんどん増えると。そうした中で、限られた財源をどう有効に活用していくんだと、これが最大のテーマだろうといふふうに思っております。

特に、地方の場合、町の場合、先ほども言いましたように、国の財政政策によって大きく影響を受ける、これは間違いのないわけですから。今回の御承知のような、今、新たな経済対策、あるいはまた地域活性化対策ということで、いろいろ国のほうの関係が、これはもう直接、地方財政に影響してまいりますから、そういう状況がありますので、将来を見通した、こういうふうになりますよということには、なかなかこれは難しい。難しいが、今から第四次の我々申し上げておりますように総合計画を策定をいたします。これには、ある程度のそこら辺の財源的な見通しを含めたものをつくっていかなきゃいけないなということは今、申し上げております。

ただ、ほとんどが地方財源があってやるわけではありませんから、先ほど言いましたように、国にかなり財源を依存しておる。将来の動向が不透明。今の状況も、これまたいつどういうふうになるかわからないということですから、厳しく算定をしていきたいといふふうに思っております。

財源の確保には、全力を挙げて、これからも引き続き取り組んでいかなければいけないし、今、お話がありましたように、特に民生費関係というのは、これは少子高齢化の反映といいますが、

そういうものも受けて、そういう状況に伸びていく傾向というのがありますから、そういうものをしっかり我々が確実に財源として見込めるものをしっかりこれからも確保していくと。これはもう我々、努力をしていく以外にないというふうに思っております。

今、ここに何ぼ銭があつて、これを持っていきますと、こういうことには、なかなかならないと思いますので、これは最大限の努力をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） どうも私の考えと町長の考えが、どうもマッチングがとれんよう
で、ちょっと欲求不満という感じになっているんですが、ただいま町長がお答えのように、併任
徴収制度を導入して徴収率云々というふうな話もありましたけれども、私はそういうレベル
の話しているのではなくて、例えば、町税の財源として、あるいは原発でもいいじゃないですか、
私はそう思いますけどね。

要するに、お金がなきゃ何もできないと。一番根幹なのは、町税を今後、どうやって増やして
いくのかと。徴収率がどうだとか、そういうことじゃないですよ。

要するに、町税の財源をどうしていくか。つまり、町内の経済の活性化をどうやって図ってい
くのかと、こういうことがまず第1に根幹になってくると思うんですけどね。

そういったことに対して、これは町の職員の仕事じゃないと思うんですよ。これは町長の仕事
ですよ、私はそう思います。そういった観点で、町税のアップをどうやっていくのかと、これを
5年、10年先に向かってどうやっていくのかと。あるいは、逆に今度は、5年、10年先に向
かって、例えば今、介護の問題というふうに例を出して言われましたけれども、どれぐらい金か
かかるんだろうかと推定をして、ではどのぐらいの財源を確保していこうと、こういう計画こそ、
町長がよく言われる第四次総合計画だろうと思うんですよ。

第四次総合計画、次に言いますけども、一番最初に町長の力点を置かれるところは何であるか
というのを、いわゆる骨太の方針をそのはしがきかどこかに私はこう思うと。町長ね、町民に選
任されて出てきておられるわけですから、町民の負託を負っているわけですよ。我々もそう
です。だから、町をどういうふうにもっていくんだということを町長の考えを出されることを私は
求めているんです。

これで多分3回目でしたかね。19年度の質問に入ります。

19年度の監査意見書、もう聞いてしまったような気がするんですが、もう一度、これはお答
えにならなくて結構です。読みます。

「今後、いかに安定的な財源を確保し、持続可能な財政基盤を築き上げていくかが重要課題
だ」と、こういうふうに19年度のむすびに書いてあります。したがって、私が聞いたかったの
は、今までどういって、1年しかたっていないから、結論は出ていないかもしれませんが、

どういう手を打ったか、または、これからどういう手を打つつもりかというのを聞いたかったんです。これはもう結構です、多分、答え出てこないと思いますので。

それから「行政サービスの公平性と質を確保しつつ」これは書いてあることを読んでいます。「中・長期の財政見通しや行政需要の推移、人口・産業の動態などを詳細に注視され、現状把握と綿密な将来計画のもと、効率的・効果的な運営を組織的に進められるとともに、自己決定、自己責任という自治の原点に立った政策立案機能の確立や財政健全化のための体制整備にも、引き続き積極的に取り組まれない」と、こう書いてあります。

これは、先ほど私言いましたこと、そのものですね。だから、将来どうなるんであろうかということを見通して、その手を打ってくださいとこう言っているんです。

「住民の視点に立ち、町民の理解と協力を求めながら」と書いてあります、この紙には、町の財政が、今、どういう状況であって、どういう問題があって、将来どういうふうになるであろうから、町民さんよと、こういうふうにしたいんですが、いかがでしょうかと、こういう投げかけの仕方が私は重要だと思うんですね。これもやっぱり町長の仕事だと思うんです。これは私の意見です。これに對しまして町長のコメントがありましたらお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 19年度の意見書に関連をしての今、見解を求められたわけでございますが、安定的な財源を確保し、持続可能な行財政基盤、これはもう私も申し上げているように、これが大前提になってまいります。

ただ、地方の自治体において考えられる一つの財政のいわゆる基盤を強化をしていく手段、これはもうかなり限定があるということも事実でありますし、先ほども申し上げましたように、これからきょうの行政報告でも申し上げましたように、都市計画税等についても準備を進めながら実施をしていくと。

ただ、昨今のこういう去年から100年に一度というようなこういう経済状況ですから、これは私の責任において、もう少し状況が好転をした段階で、改めて皆さんにも将来の財政需要等、こういう方向で安全・安心のまちづくりをやっていくためにこうですよということを申し上げながら、住民の皆さんの御理解をいただくような対応を当然、とっていかなければいけないと、そういうふうに思っておりますし、原発の話も出ましたが、期待できる財源というのは、しっかりそこから辺は踏まえて、これからは対応していくというような、これは当然でありまして、十分そこから辺も、これから我々としてできる、今、企業の誘致の取り組みを含めて、しっかり財源確保に向けて取り組んでいくと、こういう決意を先ほどから申し上げさせていただいておるわけであります。

このところどころ、こういうふうには財源の確保についてはこうしますよと。今の与えられた中

で、どれだけ、どこをどう膨らましていくのか、そここのところの議論になると思いますから、十分そこは私も踏まえて対応していきたいと、そういうふうに考えております。

それから、将来像についてお話がありました。今、学校の耐震にしてもそうですが、新たに今、町も防災無線のデジタル化、取り組んでいきますけれども、やっぱり大きく見れば、我々が本当にここに住んでよかった、安全なまちを、安心できるまちづくりをどうしていくのか。それは防災から含めて、こういった取り組みを最重点課題としてこれから取り組んでいくという方針は、私は堅持をしていきたいというふうに思っております。

これはもう、何もそれだけじゃありません。子供からお年寄り含めて、安心して暮らしていくための地域の福祉をどうしていくと、こういうことも含めて、あるいはまた、地域のあり方そのものも、十分私は、今までも皆さんにもお示しをしまいましたが、地域コミュニティをしっかりと再生していこうと、こういう取り組みをこれからもやっていきたいというふうに考えておりますので、具体的な将来の展望等については、また改めて議論をする機会があると思いますから、よろしく願いをいたします。

.....

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

今回、大きな点で2つ、小さな中で4つに分けて通告をしておりますが、本来なら、当面する課題について町長のお考えをお伺いしたいというテーマで、本来なら3つ一緒に、保育園の問題も大変大切な問題ですから、分ける理由はなかったんですけど、議会の人事その他考えてみて、今後の私の議員の質問等の制約も考えれば、今回やっておこうということで分けていきました。

それで、まず初め、2つ、1の6、7についてですが、たまたま偶然かどうか、私はこれをねらって質問通告を出したわけじゃないですが、16日に地方制度調査会が、いわゆる平成の大合併についての一つの結論的な方向を出して、もう一応、1段落の区切りをつけようと。そうして、いろんなテーマについては、来年度の通常国会にテーマにあった法案を出そうという方向での提言がされておまして、あれだけ、私の表現をすれば、はしかのように、違法した国があめとむちで大騒ぎをして、日本中のマスコミもそれに応援団になって、随分と複雑な思いをしてきたこの間を思い出せば考え深いものもございしますが、私が、この合併の問題が、平生町は、いい勉強をした機会でもあったと思います。

それで、これから先の問題もありますから、町長のお考えをお伺いしておきたいわけですが、特に、この平成の合併を振り返って思いますのに、市と合併したところの町村の立場、これに対する不満が大変やっぱり強いと。

それと、例えば県内の市長選挙でも見られますように、統合、出先のその事務所をむしろ強化

をする方向で訴えた市長が当選をすると。そして、きょうの新聞などを見ましても、岩国市での地域審議会の活動状況が出ていましたが、とにかくもう周辺は置き去りにされるというのは、もう明らかな状況になってきておりました、これが平成の合併の大きな負の問題として取りざたしております。

ですから、私どもは合併をしないで今日まで来ましたが、この間の勉強したことは、大いに生かして、これから先、やっていくいい体験をしたと思っておりますから、この区切りに当たって、今後の問題をお伺いしておきたいと思えます。

このいわゆる平成の合併の地方制度調査会の提言は、もう合併は今後一切ないというのではなくて、一区切りをつけようということであるし、また、かなり残っておる人口1万人以下の町村についての対策は、むしろそこに支援をするのではなくて、もう外部から、その仕事は助けてやるから、おまえらやるんなら、できないことはやりましょうと、権限を取り上げるといような方向の状況もございます。ですから、これはそういった先も見据えた対策をこれから考えておかなければならないと思えますから。

それともう一つ、いずれ、いや応なしに、もうすぐ選挙が来るわけですが、総選挙があるわけですが、総選挙のそれぞれの政党のマニフェスト見ましてみても、いわゆる地方分権、中央省庁の再編をする、地方分権をする、道州制をする、そういった方向での大きな流れが、いや応なしにこれは来ると思うんです。

そうすると、いわゆる地方のその仕事を住民に一番近いところで仕事をする地方公共団体のあり方の問題も、当然、テーマになってまいります。こういうことも見据えた行動が必要だと思えます。

それで、この点についてのまず町長の今後の合併のあり方についてのお考えを聞いてみたいわけですが、私は、私なりの考えも申し上げておきたいと思えますが、これまでの、もう一区切りついたから、もう合併しないでこのままやっという事態では、簡単にいかないのではないかと思いますし、またそれでは、うまくないという考えも持っております。

いずれにせよ、自前らをいわゆる地方公共団体として住民にすべてのサービスが提供できる、そういった事態になっていかなければならないと思えますから、一定規模の人口面積を持った地方公共団体というのも、私は必要だと思えますから、将来的には、熊毛郡3町での合併をして、ここで住民に一番近い住民サービスがすべて提供できるという状態をつくっていくのが、一番いいのではないかとこの考えも思っております、これも私の考えですが。

いずれにせよ、これは避けて通れない今後の問題でもありますので、まず、1点目として合併の問題をお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ大きな問題は、電源交付金の問題です。

先ほど淵上議員の質問で上関町の原子力発電所の問題が出ておりました。私ども平生町議会としての意思是、隣のまちの政策にやれだの、やっちゃいけないなどということは言わないと。そういうことで、もう随分になります、ちょうど10年ぐらいになりますかね。原子力発電所建設反対、原子力発電所建設推進、両方の請願を不採択を出しまして、私はちょうど当時、そういったまとめる立場にもございましたから、両方の団体においていただいたときに、不採択の状況を報告した覚えがありまして、両方の団体からひどく怒られました。

でも、私どもは、隣のまちの政策選択には口を挟むべきではないというのが基本的な立場で、町長も先ほど、淵上議員が全く同じ答弁を繰り返されたと言われましたが、それは同じスタンスできておると思います。

しかし、やられるのなら安全の問題は当然、大事な問題ですから、これは言いますよと。これは当たり前のことだと思います。

それで、最近の状況を見てみますと、上関町の政策選択として原子力発電所を建設をする事業者と一緒にやってこられて、7月には埋め立ての工事が開始されるのではないかという情報も新聞等で見受けまして、そうすると、いわゆる周辺に配布される交付金の問題が出てまいります。

この交付金に対して、町長はどのようなお考えをお持ちなのか。また、それを利用するのであれば、いろんな対策が必要になってまいります、それに対してはどのような取り組みをされるのか、これについてお考えを聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、町長の町政運営で当面する課題の中で、合併の問題と電源交付金ということで、まず、合併のほうの問題でございますけれども、本当、これちょうど16日に御指摘の地方制度調査会の答申が出されまして、御指摘のとおりであります。平成11年以来全国的な合併推進運動については、現行合併特例法の期限である平成22年3月末で一区切りすることが適当であると考えられ、その上で、平成22年4月以降は、自主的に合併を選択する市町村に対し、必要な支援措置を講ずることが適当であると、これが骨子、合併のところはそういう中身になっております。

いろいろ何か、いろんな現時点での一つの強化というものが、この地方制度調査会なりになされているところであります。そこら辺は、まだまだ合併、期待と不安とがいろんな形で交錯しておる状況が浮かんできておりますけれども、本町としては、既に議員御指摘がありましたように、この地域の合併協議会が白紙に戻されまして、それ以降は、確かに一方では県の構想もあると。こういうものも十分踏まえながら、まずは田布施、上関含めて、足並みをそろえながら、さらには柳井市の状況等も十分見据えていながら、この地域全体を大きくまとまっていけ

るようという基本的な考え方で、今日まで努力をするという方針が、方針といえますか姿勢を持って、そのスタンスでやってまいりました。

ありましたように、今日までにいろんな経緯、確かにいい、我々も経験をしたわけですけど、将来に、これをやっぱりいい意味で生かしていかなきゃいけないし、現在、いろんなこういう調査会の一つの今日までの経緯の問題点等を見るにつけ、改めて地域のこれからやっぱり一つは大きく流れとして、今、御指摘がありましたように、自治体としてのまとめ、一定規模を備えた一つの基礎的な自治体のあり方、これは確かにそういう方向で我々も追求していかなきゃいけないが、同時に、いわゆるコミュニティですね、地域のそこで結局、周辺がさびれてきて不平不満がたまる。

この周辺地域を含めて、地域の声をどうきちと反映させていくかという仕掛け、仕組みを地域コミュニティの再生というふうに私も申し上げておりますけれども、このあり方をしっかりつくり上げていながら、より基礎的な自治体としては大きな自治体を目指していく。それがないと、ただ単にずうたいは大きくなったと。確かに行政効率はいいだろう。

しかし、住民の声はどうしてくれるんだということになりますから、これは私、ずっと以前から言っておりますように、合併は一つのそれ自体が目的ではないので、やっぱり合併を通じて、いいまちをつくらうということなんでありますから、そういった意味で、その地域のあり方というのをしっかり大事にしていく方向は、これからも、私はこれからの平生町のまちづくりの大きな一つのポイントとして、こういった地域のコミュニティを再生する地域のそういった本当に地域協議会的なものが、いろんな活動をしていくと。ある意味では、地方分権からさらに地域へ分権をしていく、そういう地域分権の片一方では対応をやりながら、同時に、大きなそういった基礎的な自治体を目指していくという流れが、これから恐らく私は必要なんだろうというふうに思っております。

したがって、これ一応、国が主導してやる合併については、一応の区切りを今回つける。しかし、私はこの地域もそうですが、地域の歴史や実情というものを踏まえて、お互いにこの広域の連携というものは大事にしていながら、自主的にやっぱりこの地域でそうした合併を追求していくというのは、これはやっぱり、これからも私はスタンスとして持っていかなければいけないというふうに思って、それなりのまた、これからの展望を切り開いていけるように、努力をしていきたいというふうには考えております。これが、一応、合併についての基本的な考え方であります。

それから、電源の交付金についての考え方とその利用についてということで質問をいただいております。御指摘のように、上関も、これもきのうか、おとといわかりませんが、事業者のほうで追加調査をやられるというようなことで、いろいろ新聞等のニュースになっておるところ

でありますけれども、準備工事は、既に県のほうは埋申と、それからあそこの林地開発ですか、それぞれ許可が出ておりますから、それを踏まえて準備工事に入っておられるという状況だと思えます。

工事の具体的な進捗が今から出てくるんだろうというふうに思いますが、これがどういふふうに着工に向けての影響はどうなっていくのかということが心配であるということが、今、出ておりますけれども、それはそれといたしまして、具体的なそういう流れというものが見えてくれば、当然、電源三法で、電源三法は、御承知のように、電源開発促進法、特別会計に関する法律、それから発電用施設の周辺地域整備法、この3つが電源三法であります、周辺地域整備法、この中に電源の交付金が電源立地地域対策交付金、こういうことで位置づけがされております。

したがって、これは、当該の立地町、上関ですね、それから周辺市町、こういうところにこの交付金が交付されるということになっておるのは御承知のとおりであります。

したがって、当然、県において具体化すれば、この工事、いわゆる整備計画ですね、地域の整備計画をまとめて提出をしていくということに、これからはなっていくんだろうというふうに思いますが、交付に当たっては、そういう計画をまず県がまとめなければいけない。

そのためには、町とそれぞれ関係する隣接、本県の町もそうですが、隣接の市町、これらの地域全体となった整備計画、事業計画、こういうものを県において策定をしていくということになると思います。

これから具体化していくことになるんだろうと思いますが、まだまだ今の段階で、金額は、トータルで142億円ですか、これは地元含めてということでの交付金の予定になっておるといふのは聞いておりますが、具体的な金額、あるいはその交付時期がどうなるということについては、まだまだ未定でありまして、そういった具体的な状況が動く段階で、これからそういった事務的な整理もしていかなきゃいけないというふうに思っております。

町のほうも、御承知のように機構改革をやりました。今まで企画でありました。財政は総務課であったんですが、財政と企画を総合政策課に今、変えましたので、ここでいわゆる財源と政策的なもの、これはしっかり整合性がとれるような、これから対応ができるようにやっていきたいというふうに考えております。

かなり活用については、これはもう議員御承知だろうと思いますが、本当に公共用施設整備から始まって、福祉対策、地域活性化、いろんな幅広くその交付金を使えるという状況で、かなり活用のあれも広がってきております、箱物だけではなしに。例えば、ここ、保育園のあれが出ておりますけれども、保育園の運営費とか、場合によっては人件費、これまで、福祉サービス提供事業、地域活性化事業の中のそこら辺まで、この交付金で見ましようというようなことも、かな

り幅が広がってきておりますから、そういう形で活用していけるということになれば、その分、先ほどの議論じゃないけれども、その分の一般財源は助かるわけであります。こちら辺のだから財源をしっかりと確保しながらやっていくというのが、これは、先ほどから申し上げているとおりです。

だから、できるだけ期待できる財源とかそういうものは、しっかりと確保していきながら、その活用についても、今言いましたように、政策との整合性をとりながら最大限活用していく、そのことが地域の活性化につながるというふうに受けとめておりますので、その辺はまた具体的な段階になりましたら、また、しっかりと報告をしながら、議会の皆さんにも御相談をしながらやっていくということになるかと思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 合併についてですが、きのう、きょうとの新聞をずっと見てみたり、共同通信系の新聞は、かなりいわゆる市や小さな町村の意見を反映したような解説した記事を書いておまして、今度の答申の中に、新たに今度、特例法をつくるなら、みずからの判断で合併する市町村を対象に、旧市町村区域内に自主組織を置いて、民意を反映する仕組みを盛り込むべきだという意見まで出して、先ほど町長の話で出たとおりですから、今度の答申にはそういうことまであるよという解説もあります。

それから、これはやっぱりそういったことを見据えて、当然、私どもこれは考えてきたことですが、先ほどちょっと岩国の話をしましたら、もう総合事務所は全部統合してしまうと。もうこういうことは、昔の約束はどうなったかというような事態になってきておりますから、こういうことはよく見ながら、渡した経験を生かして取り組んでいくことが大事だと思いますし、また、近隣との信頼関係も大事ですから、これは町長の手腕に期待をしておきたいと思います。

電源交付金につきましては、積極的な発言と御答弁だと思います。これから、まだ時期がということで抽象的にはなっておりますから、そういう姿勢で取り組まれるということで結構ですが、どう考えてみても、この事態になって、県も何も動かない。国体のことは一生懸命やって、また何かきららの土地を買うとか、きょうも新聞に出ていましたが、この問題は、どうして慎重にやられるのか理解に苦しむところがあるんですが、そういう点では、やっぱり近隣の市町とも力を合わせて、県への働きかけを強めていくべきだと。時期が、もうこの時期になって、今までの中国発電所の立地としたところの交付金の何といいますが、情報に対する期待といいますが、ことから考えれば、何かびっくりするようなゆっくりした姿勢でやっておられるんですがね。

それは、確かに原子力発電所に対する懸念だとかいろいろあるでしょう。でも、安全性はちゃんと求める、これは当然ですし、事業者としても、もしあったら、事業者は吹っ飛びますからね、これは当然、慎重に今度も幅を広げるということで、国も事業者も慎重なんでしょうけど、でも

こっこの広域のほうは、もう手続的には十分いろんなことができる時期だと思いますので、そういった働きかけもしていくべきではないかとこのように思いますから、この点についてだけ、ちょっと町長の意気込みを聞いておきたいと思いますが。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前11時10分から再開いたします。

午前10時56分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 上関町に隣接をする町として、関係する自治体、あるいはまた県としっかり連携を取りながら、適切に対処していきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 合併の問題、電源交付金等の問題を申しましたが、町長の答弁に期待をして、次の質問に移ります。

次は、町政の当面する重要課題の中で、先ほどのテーマにも私も最重要課題だと思っておりますから、保育行政についての取り組みです。

町営の保育園が3園ございまして、ここで児童のお世話をしておるわけですが、ちょっと今回調査をしましたら、全体で、保育園長さん、保育士、それから、給食、パートの方、合わせて35名で運営をされております。そのうち、正規の職員は15名、パートが20名です。

後から非正規の問題を言いますが、たまたま、私はこの議会の図書には、「ガバナンス」という一つの雑誌があるわけです。2月に、この自治体が生み出す非正規雇用の問題を特集しておりましたから、興味がありまして、読みまして、うちの保育園の問題ともかなりラップを見て見たわけですが、それともう一つ、たまたま「比較の東アジア」という世界の雑誌のテーマが、本屋で立ち読みをしようと思ったら、また、この「非正規の自治体の官製ワーキングプア」という特集がございまして、これもついでに、これは興味があるなあと、とうとう買うはめになりまして、これも参考にして、申し上げますのは、これらから資料を使いましたから、これも申し上げておきたいと思います。

それで、町営の保育園について、一番大きな問題は、今言った非正規の問題とかいう問題もありますが、町として公立の保育園を運営する責任ある体制になっておるのかどうかということに疑問を持つわけです。

いろんな問題が、後から申しますが、経緯がありまして、曾根保育園と大野の保育園を民間にお願いをするという経緯があって、その後も引き継いでいろいろ取り組むという話で期待をして

おったんですが、ストップをしまいいりまして、結局、その方針がはっきりしないから、ずうっと正規の職員が退職すれば非正規の職員でその場をしのいでくると、そのことを積み重ねまして、今言いましたように、35名のうち正規の職員は15名、非正規が20人と、こういう運営体制になっております。

これは、どうあっても、これは正常な状態ではなくて、いわゆる町立の保育園として責任ある体制になっておるのが疑問を持たざるを得ないんですが、今後、これについてどのような施策を考えておられるか、まず、町長さんにお伺いしておきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、公立保育園として、責任のある取り組みになっておるかという質問で、御指摘のように、平成14年度から公立3園、それから、民間のつばさ保育園と合わせて、4つの園で、今、保育に取り組んでいるわけですが、公的な町の保育園が3園ということに今なっております。

体制は、今御指摘がありましたように35名、職員15名、臨時保育士等が20名という体制になっておりますが、今園児が190の定数に対して153人、そのうち障害児が8人ということに今なっております。

特に、公立であるがゆえに、いろいろ障害児保育あるいは延長保育等を含めて、特別保育の分野については、これはやっぱり町としてしっかり対応していかなくちゃいけないという基本的な保育のニーズにこたえていくという責任、これは、何としても一方で果たしていかなくちゃいけないということはあります。

そして、また同時に、今まで計画が途中で少し停滞をしてきたことも事実でありますけれども、子育て支援センター等も配置をしながら、基盤だけは整備をしようと、あるいはまた、保育料についても軽減をさせていただく等々の取り組みを、今日までやってきました。

平成16年度から御承知のように、保育園の運営費の負担金が一般財源化されるというようなことで、これまた大変厳しい財政運営を余儀なくされておるという状況の中で、何とか、この責任を果たしていかなくちゃいけないということで、今対応させてもらっておりますが、中身的には、そういった臨時職員で、ちょっとした場合には対応しなくちゃいけない、あるいは、いろんな、急に対応しなくちゃいけないというようなケースとか、あるいはまた、中には、町の職員を退職をした人等について、ベテランといいますが、経験を生かしてやってもらおうというようなこととか、それなりに協力をいただける体制の中で、一定レベルの保育のサービスについては今提供させていただいておる。

ただし、ありましたように、これからのあり方については、この前からずっと話も出ておりましたように、保育園のあり方についても、検討会がストップしておりましたから、改めて、これ

からの町の職員の今の動向等も踏まえたときに、このままというわけにいかない。改めてどういう形でやっていくのかということのあり方検討会、既に、事務レベルでも、この前から集まりをもって、協議をスタートさせておるようでございますので、できるだけ、来年はあれですが、もう四、五年、五、六年したら、かなり職員の数も正規の職員の数が減るといような状況ですから、少なくとも、来年度には、もう一定の方向づけをしていかななくてはいけないという段階にあるかというふうに思っておりますので、その辺については、精力的に、これから取り組みを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 基本的な姿勢は今のことでいいんですが、ちょっと小さいことも含めまして、全体に理解を深めるといいますか、ということもありますから、お話をしておきたいことがあるんです。

保育園の運営は、町長、先ほど答弁ありましたように、平成16年までは、負担、いわゆる補助金の制度でございまして、そのこの保育園の運営費全部から負担金を差し引いた金額の半分を国が持って、あと4分の1ずつを県と町で持つと、こういう仕組みで進んでおりました。

以前、私は、この場で質問したときに、国の保育単価等の問題もありまして、全部市町村、末端に国が計算どおり押しつけて、県もそのとおりに従って補助金をくれる、足りない分は全部町で持つということで、超過負担という言葉で表現をしておりました、これは、主には、人件費の差額だったんです。国は一定水準の賃金の職員を対象に計算をしますから、長い間勤務すると、行政の場合はだんだんと給料が上がっていく、この差額が一番主な要素でしたが、前にここで質問したとき、年間の超過負担額が7,000万円とか、8,000万円とかいう金額でございまして、このまま置いたら大変なことになるよという話をして、いろいろ方向が探られて民営化のほうも出てきたわけです。

平成16年に、この制度が変わりまして、一遍に交付税に全部埋めましょと、三位一体改革で、保育料の負担金を全部国税で見てあげるとい計算に変わりまして、ちょうど国の小泉内閣のときですが、全国の市町村が、県も、いわゆる地方公共団体が震え上がった時期なんです、この時期にやられて、この場はしのいでまいりました。民営化してなかったらどうなってるんだろうかなあというほど心配な事態です。

それで、それに基づいて、私は、平成21年度の計算をしてみたんです。平成21年度の保育園の、いわゆる町営の保育園です。町営の保育園の総額が、予算書にありますように1億6,247万9,000円です。それから、国が、このうち見てやろうと言った交付税の措置額は、これは財政のほうに聞きましたら、7,210万円が交付税で、国が見て、措置をしております。

先ほど言いましたように、半分と4分の1、4分の1と計算をしますと、1億6,247万

9,000円から、負担金、いわゆる保育料を引いた残りの金額は、9,489万8,000円です。その75%が交付税だという計算になると思うんです。国の50%と県の25%で、町は25%を持つわけですが、これで計算してみましたら、交付税が7,210万円でしょう。9,489万8,000円の75%は、7,174万円なんです。交付税を必要以上にいただいているという計算に、これなるんです。

町は、本来の持ち分の大体.....ちょうど同じぐらいです、2,370万円。今、ちょうど、昔の国の制度であっているんです。前の超過負担というのは、どうなったんだろうかというぐあい、私はこの計算して思ったんです。

その理由は何かと言うと、先ほど言いました、職員の構成なんです。15人と20人、いわゆる安いパートでずっと賄ってきたと。したがって、交付税がちょっと多いんじゃないかというような状況になってきているんです。

法人保育園のほうは、町を通して、ずっと法人に行きますが、この制度はちょっとはっきりわかりませんが、簡単に計算してみた私の感触では、こちらのほうが持ち出し部分が多いんじゃないかという気がしております、一般財源の持ち出しが。それで、もっと計算をしたから話をしますから、あと大事な問題もありますから。予算書から見ました、その金額ですが、15人の給与職員手当共済費合わせた金額は1億901万1,000円です。15で割ると1人当たり727万円。町が持つ保育園のコストとしては、1人727万円、職員に対してかかっているんです。それと、賃金、パートの賃金、保育士、調理員、この総額が2,735万6,000円です。これを20名で割ったら1人当たりが138万円。逆算をしてみましたら、2,735万6,000円、これは、時給の760円で割ると約3万6,000時間が計上されておることになります。正規の職員が15人が、週40時間52週、1年間の、今労働基準法でいう。これだけ働いてはないと思いますけど。計算をすると、3万1,200時間なんです。実際には、人数もそうですし、こういう計算からもパートの皆さんに支えてもらっているという実態があると思いますから、予算書から見た計算ですよ、これは大まかな計算ですから、傾向として、こういう傾向があるというお話だけはしておきたいと思います。

それで、先ほど言いました時給の話ですが、760円、1億901万円を15人、52週40時間で割ると3,500円ぐらいになるんです。この格差、約5倍です。前の委員会でしたか、当初予算の審議のときに、これは大変な格差になっているという発言を私しました。あのときには計算もしませんでしたけど、勘で思ったんですが。こういう実態だけは、よく知っておいただきたいんです。

パートで働く人は、年間103万円という一つの扶養家族の限度がありますから、それ以内でやろうという希望の方も多いと思うんです。それは当然あると思いますけど、これ表を見てまし

たら、フルタイムの方も大分おられます。そうすると、これは何らかの対策が必要だと思えます。だから、責任ある体制と同時に、こういった問題がだんだん起きてきておるよということがありますが、町長のちょっと所見をお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま、実際に、正規の職員と臨時の職員との格差の賃金格差の、今、給与と賃金の格差の話がありました。それで、やはり本来は、こういう格差があってはおかしいわけでありすけれども、ただ、こういう実態になるということは、改めて、今、私も現実をしっかり受けとめて、できるだけ解消をしていけるように、考えていかなきゃいけないというふうに、感想としては思っております。

いろんな保育園だけではありませんで、各職場において、いろいろ臨時をお願いをしておる実態というのはたくさんあるわけですから、そこら辺についても、できるだけ財政の状況を見ながら、しっかり、ある意味じゃ、これの関連のところは、今度は保育園のあり方にかかわってくる部分ですから、これは、そのあり方の検討をしながらやっていきたいし、いや、そうでないところというのは実態をまた十分よく勉強して、できるだけ解消していけるように、これは努めていくのが私の務めだろうというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、いろんな数字を回してはいけないというようにとられたら、私はちょっと……とられなくてもいいんですが、こういう実態があるということだけは理解されておる。このガバナンスの2月を読んでましたら、パート、いわゆる臨時任用のことについてかなり書いておるわけですけど、必要な部分もあるんです。

例えば、先ほど申した、特徴的に見るなら、障害児保育のパートの方、かなり知識を積んで、手伝ってあげましょうよと、そういう方も当然あって、それはありがたいことですから、そういう方の任用は、私はあってしかるべきだと思いますし、それは正規で雇うんじゃないで、一定期間、その園児が在籍する間だけほどお願いしますとか、1年という一つの限度があるにしたって、それは、うまくパートに合ったような利用の仕方、また、働く方の希望のこと、先ほど言った103万円の件がございます。いろいろありますから、それはすべてを否定するわけじゃないですけど、ちょっともうフルタイムじゃないかと思われるような状況もありますから、先ほどの数字を申しましたけど、この臨時的、非正規の職員のあり方については、よく考えて、利用する側も、働いてあげようと、労務提供されるのも理解できるような体制で、私は一律に禁止とか、やめるとか言ってるのではなくて、うまくというか、よく考えた利用が要ると思うんです。

それで、私は、この2つ問題を、この問題から、これは最後ですから、ちょっと申し上げておきたいんですが、一つは、鹿児島のある市で、職員の給料をやり玉に上げて、もう職員組合とも

対決をする、いろんなことで、その方が当選をされたんです、不信任受けても。住民に、そういう感情があるなら、これから先、平生町でそういう対立、ああいう可能性というのは、私は全国あそこだけではないと思っています。もし、あんな極端な……これは一つの傾向として、私は心配はするんです。

それともう一つは、このガバナンスを見ていて、東京都区なんかでは、かなり臨時の人の、非正規の職員の長期間雇用する方向に制度改正をされて、いろいろなことをやってるんです。国はまた、東京都について圧力かける姿も出ますけど。それは、なぜかと言うと、非正規の職員が戦うんです、労働組合つくって。これは、もう当たり前のことだと思うんです。

したがって、違法状態を追求されて、行政が後ずさりさせざるを得ないという状況があるんです。これは、この世界を読んでつくづく思いました。労働組合が1人で入れるパートの労働組合から全国各地でも出てきて、いろんな運動を、正当な要望をされる。例えば、中に団体行使の経緯がございますが、なぜ正規と非正規が違うのかと言ったら、執行部の答弁は、印鑑を押すか、押さんかの違いだと。こういう話で、それは責任あると言っても、一番先に上げたのはそうなんですよね。今もうちょっと責任のある体制も平生町は崩れるんですがね。その印鑑を押すことが、という答弁があったらしいんですが、そういうこともあったりして、どうしてもやっぱり非正規の人はいろいろ、このガバナンスには保育士さんが裁判闘争を起こして、結局最終的には10年間働いて、首切られて、裁判闘争を起こして、判決は違法じゃないけど違法に近いというようなことで、結局、労働組合との団体交渉でまた雇用すると。いろんな姿が見えてくるんです。これは、あんまりいい状況じゃないです。それから、2つの傾向が出ると思うんです。これは、結局、行政のいろんな問題点から派生する問題です。これは考えていかないと、これから先、地方公共団体運営するに当たっての大きな問題だと思うんです。

この2つの点もございますから、これは、ちょっときつい話ですから紹介にとどめて、町長の答弁はいいですが、こういったことが平生町で起こるとい自体は、大変不幸な事態ですから、行政の最初の、町長、来年には方向を出そうということのようですから、それはそれで期待をしておりますが、いろんなことが起こるとい念頭には、十分置いてやっていただきたいと思ます。以上です。

.....

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告に従いまして、高齢者福祉計画についてお尋ねいたします。

御存じのように、高齢者の急激な増加と社会規範の変化や家族環境の変化に伴い、介護が社会的な問題となり、介護保険制度が平成12年4月から始まりました。そして、平成18年4月に

は改正を行い、介護が必要にならないように、新予防給付というサービスが登場いたしました。

改正の理由は、厚生労働省が申しますには、必要のない人までサービスを利用することで、今までできていたことができなくなるなど機能低下が見られる。それから、サービス事業者が利益のために不必要なサービスを提供している、などとしていますが、給付抑止が目的でした。このままでは持続可能性が失われるということで、制度改正をされたということで、必要な面もあったかもしれませんが、利用者にとっては、サービス利用制限となりました。また、20年には医療制度改革があり、21年には介護報酬の改正もありました。

こうした背景の中で、平生町としては、平成12年から3年を1期として、平成26年度を目標に、第5期までの介護保険事業計画を含めて、高齢者福祉計画を立てておられます。これには、住みなれたまちで高齢者が安心して暮らせることを目標に、介護予防や介護サービスの質や量の確保などが盛り込まれています。

介護保険については、第3期を立てるときに制度改正がありましたが、その影響がどうだったか、その反省と課題の上に、第4期介護保険事業計画を立てられたことと思います。

今回の計画の特徴は何かを、まずお尋ねいたします。

また、介護療養施設サービスが平成23年度末に廃止される予定です。全国的に廃止後は、特養や老健、有料老人ホームへの転換が図られると聞いていますけれど、受け皿がなかった方のための社会入院といいたいまいしょうか、入院という形を取らざるを得なかった方々の行き先は確保されているのか、今度老健ができるという話も聞いておりますけれど、今後の見通しをお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 高齢者福祉計画に関連して、第4期の介護保険事業計画、今回の特徴は何かということでございます。

3期の計画を踏まえて、第4期の計画策定ということにつながってきたわけですが、基本理念としては、いきいき生涯現役のまちづくりを目指してということで、基本的な理念を設定をして、基本目標として3つ、「健康で活動的な高齢者づくり」、「生涯暮らしやすいまちづくり」、3つ目が「安心介護のまちづくり」と、この3つの基本目標を設定をして、具体的には、6つの重点課題を提起をしておるところであります。

具体的に、介護等の施設整備について申し上げますと、今回は、本町で介護3施設の中で事業所がなかった老健の80床、これを今計画がされております。

そしてまた、対象者が今後増加するであろうと推定をされております認知症への対応として認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホーム、それを18床が22年度以降、計画を今されておるという状況でございます。これが、やっぱり、今回の一つの大きな特徴ということ

になろうかと思えます。

そのほか、課題として今6つというふうに申し上げましたが、それぞれ健康づくり対策、あるいは、介護予防、地域ケアの体制、支え合いのマップをつくったり、いろんな対応をしようと、あるいは、各地域のボランティアのスタッフの参加をいただいて、いろいろ社会で活動できるような体制をつくろうというようなことを含めて、6つの課題を、提起をさせていただいております。

ここにありますように、一番基本的には、高齢者が元気で、介護の、本当にお世話にならなくても済むように、元気で生涯現役でと、介護が必要なときにはしっかり介護サービスができるようにということも、基本的な考え方の中で取り組んでいくということになろうかと思えます。

それから、介護療養型医療施設の廃止に関連をしてでございますが、平成23年度には、御指摘のように、介護療養型医療施設が廃止ということになっております。本町の場合で言いますと、対象、光輝病院ということになります。今、継続してサービス提供が受けられるようにということで、今、町としてもいろいろ指導しながら対応させていただいておりますが、38名の対象者というふうに聞いておりますが、ここは老健へ転換をされるというふうに、今、お伺いをいたしております。

したがって、引き続きサービス提供は受けられるということになろうかと思えます。一応、そういう状況でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 予防介護の、介護予防といいたししょうか、そういったものに力を入れているというお話でございました。

その介護予防に力を入れていくということで、地域包括支援センターというものができたと思えます。そういったものを中心に、今から町のいろんな施設の事業者やボランティアの方たちとのネットワークを組み、いろんな方の相談業務を受け、それから、そういったいろんなことを、社協を中心にやってこられると思えます。

今回、地域包括支援センターというのは、町が経営主体になるわけなんですけれど、市や町がやらない場合はどこかに委託してもいいですよということで、平生町は社会福祉協議会に委託しております。委託を受けて、しっかり活動はしていると思えます。この活動状況がわかれば、こういった活動をしているという評価やチェックをお伺いしたいと思えます。

特に、地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者として、介護予防支援業務を独占的に行うという位置になっております。そのために、この運営は、公正・中立性が大変求められております。町としては、どのような方法で、この評価、チェックをしているか、そのあたり、サービスの利用状況などがわかれば、数値的なものもわかれば、一緒にお答えいただきたいと思

います。

また、サービス提供事業者、その他のサービス提供事業者の確保や育成について、どういう方針で臨んでおられるか、そちらのほうもお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをいたします。

介護予防のサービスといいますが、活動がしっかり定着するようにということで、地域包括支援センターに今対応していただいておりますが、これは御指摘のように、社会福祉協議会、本町の場合は委託をしております。

その具体的な活動の中身については、これは、健康福祉課長のほうからお話をさせていただきますけれども、この包括支援センターのあり方について、運営協議会が今設置をされております。

ここで、この包括支援センターの運営の適正化、こういうものを図っていかうということで運営協議会が設置をされ、その運営協議会については、今、センターの運営、この包括支援センターの運営について、これの運営協議会の設置要綱、あるいは、その所掌事務において、この運営協議会はセンターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく、特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか、センターにおけるケアプランの作成の過程において特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか、その他、運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項、こういうものをセンターの運営にあたって協議をいただいて、公正・公平にこの運営がされていくようにと、こういうことで、今運営がされているというふうに私は聞いております。

これからも、そういった実情も、後ほど、課長のほうから答弁をいたしますけれども、踏まえて、この包括支援センターがより介護予防に向けて機能していくように、町としても、社協に委託をしておりますから、十分意を払ってまいりたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河野健康福祉課長。

健康福祉課長（河野 孝之君） それでは、地域包括支援センターの活動状況についてお答えをさせていただきますと思います。

先ほどございましたように、包括支援センターの中身でございますけれども、4点ございまして、1つは介護予防ケアマネジメント事業、2つ目が高齢者の総合相談の支援事業、3つ目が権利擁護事業、そして、最後が包括的ケアマネジメントの事業でございます。

介護予防ケアマネジメント事業につきましては、平成20年度の実績は、要支援の1の方が38件、そして、要支援2の方が105件、合計140件でございます。そのうち、地域包括支援センターのほうでケアプランを立てましたのが119件、そして、町内外の指定居宅介護支援事業所がプランを立てたものが21件というふうになっております。

それから、高齢者の総合相談業務につきましては、例えばお客さんが来られたり、電話であったり、訪問したり、そうした方々の合計が272件でございます。主なものは、やはり介護保険のことについて、その中身でございます。

そして、権利擁護事業につきましては、2件ほどございました。それから、高齢者の虐待とか、そういったものが2件、合計272件でございます。

最後のケアマネジメントの支援についてでございますが、実利用が11件で、年間95件の実績でございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今お話を伺っております介護予防のプランを立てるのが主な仕事のような感じで、あとの仕事は、ちょっと件数的にも少ないようでございます。

要支援1、2の人のケアプランを立てる、これは、社協が一括的に平生町内全部、すべてここでやっております。それが、先ほど119プランを立てて、21よそにというか、プランを立てて、それが訪問介護の、介護予防の訪問のヘルパー派遣だったり、それから、通所だったりいろいろするんですけど、その中の21ほどよそに出している。これが適当かどうかというお話にもなるんですけど。今、町長は、運営協議会でセンターの運営の適正化を図っていると答えになりました。運営の協議会の仕方によるんですけど、例えば、今のようなパーセンテージを出して、どの程度どこがケアをしているというパーセンテージなんかを出す、それから、どうしたら公正・公平になるかといういろんな指標を出した上で、その審議会をやられたかどうか、そうしないと、ただ単にどうだったですかねと言うんじゃ、議論にも何にもなりません。だから、その全体条件がまず要ります。

私、広島市のほうの、そういった評価委員会、審議会のほうの議事録を取ったんですけど、それには、やはりきちんとしたデータがあるので、それに基づいてかなり活発な意見が交わされております。

そういったことがあったかどうか、なければ、そういった評価基準を早急にまとめられるおつもりがあるかどうかです。本当に、一つのところに全部行くというのは、さっきの町の収入の話もありましたけれど、いろんな業者が、事業者が育つと税金が入ってきます。そういった面からも、もう一度チェックをされたほうがよろしいのではないかと思います。

地域包括支援センターの仕事というのは多岐にわたりますから、その多岐がほかの部分もしっかり力を入れていただくということで、他の事業所も育てるとというのが地域包括支援センターの役目でもありますし、それをチェックしていくというのはもちろん平生町の役目、一番大きな役目だと思いますので、そのあたりの公正・中立性を今がちゃんとされていると言われるのであれば、もう、それはそうですかと私もお答えしますが、それがちゃんとされてないのなら、こ

れからどうされるか、評価基準やら資料作成なんかをどうされるかが、もしお考えがあればお伺いいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 49 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） お答えをさせていただきます。

地域包括支援センターに関連をして、その運営協議会でございますが、広島の場合のように評価基準を作成をして、評価ということはいたしておりません。広島の場合は、包括支援センターがたくさんありますので、それぞれの運営について、一つの基準を作成をして、評価をするということになっておりますが、本町の場合は 1カ所です。評価基準は策定をいたしておりません。おりませんが、この包括支援センターが、先ほどから言いますように、公正・中立性を持った運営ができるように、そういった運営をするように、また、特定の事業者にサービスが偏らないように、運営協議会で十分協議をしてやってもらうように取り組んでいきたいというふうを考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、2番目に入ります。

家庭基盤の充実についての質問をいたします。

町長は、町民との協働を掲げて、日夜、町政のかじ取りに心を砕いておられることと思います。地域の課題を、町民と行政が一緒になって取り組むことは、言うまでもなく、とても大切なことです。

この地域の基本単位は、一つ一つの家庭です。そして、この家族の社会的機能は、生活リスクから家族を守ること、そして、次世代を育成することだと言われております。この部分が健全に、しっかり守られていないと、地域が取り組む、地域が成立しなくなってきます。

これまでの政策の家族モデルは、夫は仕事をして、妻は家事、育児を主に行い、子供は 2人というものでした。このモデルが、成長性のある豊かな家族生活を実現するためには、男性労働者に正職員としての終身雇用が保障され、収入も年齢とともに上がるという環境が必要でした。

戦後の高度成長時代が、それを可能にし、日本は奇跡的な復興を成し遂げ、その間の家庭像も安定しておりました。ところが、現在は、正職員とはなれない若者が増え、雇用は不安定、収入増も望めないという状況になっています。

この戦後のモデル家族が通用しなくなった今、地域社会を守るためには、これまでとは変化した政策をつくり、家庭基盤を支えていく必要があると考えます。

国においては、平成19年度に内閣府が、「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を決定したのも、その流れからだと思われます。これは、少子化に係る各種支援策が効果的に働くよう、家族、地域のきずなを集中的に訴えることを目的に、家族の日や家族の週間を定めております。

県のほうはと言いますと、親子で過ごす時間を持ち、家族がお互いにコミュニケーションを図り、きずなを深めることを目指し、毎月第3日曜日を家庭の日と定めております。

家庭や家族への応援施策は、税の軽減や奨学金、児童手当、医療費の補助、生活資金の貸し付けなど経済的支援と、家事、育児、介護などの家族の世話に対応する支援策等があります。時代の急速な変化に伴って、これまでと同じ視点では、的外れの支援となることも考えられます。制度や政策、意識などあらゆる観点から再点検を行い、効果的な対策を取っていくことが必要だと思います。

町長は、地域社会の基本的単位となる家庭についてどのような考えを持ち、どんな支援策が必要と考えられておられるか、質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 家庭基盤の充実についてということで、今日までのあった家族のモデルといいますが、戦後の、いわゆる標準的なモデルが通用しなくなっていると、かなり社会あるいは雇用の多様化等を踏まえて、家族のあり方についても随分変化をしてくれているという状況だと思います。

そういう状況の中で、効果的な支援策をどう打っていったらいいのかというのが、これからの大きなテーマであろうというふうに思います。

御指摘のように、やっぱり家庭というのは、子供と親が、家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身につけて行く場であります。家族構成や雇用形態が、特に最近に変化をし、生活スタイルが多様化してくれていると、それに伴って、親子で過ごす時間が減少してくているというのが、親子のふれあいの時間が短くなってきているということが、いろんなデータからも示されておりまして、親と子のコミュニケーションをどう図っていくのか、あるいはまた、地域とのかかわりをどうしていくのか、こちら辺が、これからの大きな課題だというふうに思っております。

国は、今もお話がありましたように、家族の日とか、家族の週間、こういうものを設定をして、できるだけ、家族や地域とのきずなを集中的に図っていくようにという取り組みが行われておりますし、県においても、家庭の日ということで、毎月第3日曜日ということで取り組みが行われております。

町の場合、具体的に、そういう日にちとか取り組みの設定をしておりませんが、いろいろな子ども会の活動、あるいは、いろいろなスポーツの活動、公民館活動、こういうものを通じて、できるだけ地域での活動に、積極的に、これはお父さんもお母さんもですが、参加をしていただく中で、お互いに家族のふれあい、あるいはまた、地域との連携と、こういうもの、連帯意識が育んでいけるようにということで、いろいろな機会に、今、町としても、そういう啓発を行わせていただいておりますというのが現状だと思います。

家庭の基盤というのは、今ありましたように、核家族の中で、特に、若いお父さんお母さん、それと、子供たちの支援、こういうものを直接的な御本人に対する子供たちへの支援、あるいはまた、その家族に対する支援ということで、それぞれ、今、町としてもいろんな施策を取り組んでおりますけれども、基本は、先ほど言いましたように、家族のコミュニケーションがしっかり図れる、そしてまた、地域との連携が図っていけると、そういう状況の中で子育てが行われていくように、そしてまた、今、先般も母推さんの総会に行ったんですが、今、確かに子育てもあれだけでも、親育てをやっていかなきゃいけない、そういう時代だという指摘がありました。いろんな子供さん、お子さん、お母さんとお子さんの集まりを持たれておるんですが、子供さんのしつけもしななきゃいけないが、同時にお母さんにもしっかりそこら辺は自覚をしてもらわなきゃいけないということで、大変いろんなお母さんとの接点を持ちながらも、そういったところで今随分御苦労されておるという姿も、直接我々も受けとめさせていただいておりますから、以前と違って、家庭も本当に、平生町の場合もずっと世帯数は、確かに人口は微減といいますが、ずっと若干減少傾向にあるわけですが、世帯数だけは、10年前と比べても増えております。

そういう、世帯が核家族化していく中で、若いお父さん、お母さんが子育てをどうしていくのかと、同じ町として施策、これは国もそうなんですが、標準世帯というのをを使って、ずっと議論して、夫婦2人、子供2人、これが標準世帯と、それで計算をして税金が何ぼとか、年金が何ぼとかという計算をしておりますが、大体、しかし、そういう標準……さっきおっしゃったように、標準世帯のモデルが通用しなくなってきたというふうに見ておまして、これは、国を通じて今議論がされておるところですが、確かに、そういう実態は、相当変化をしてきておるという中で、改めて、その家庭の基盤というのを、もう一度、おっしゃるように、地域、社会の一番のまずは出発をするスタートのところにありますから、ここがしっかり、やっぱり基盤が安定をしていく、そのことが地域の安定につながっていくというふうに思いますので、行政としてできる支援、これはしっかりやっていって、それと、家族としてのお互いのきずなを強めていただく対応については、これはしっかり啓発をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 家族を支援していくといたら、行政的な仕事としては、DV

とか虐待の対策、それから、引きこもりや自殺の対策なんかも必要だと思うんです。それはまた、家族を崩壊させないためのいろんな政策だと思います。そういったあたりをどのように考えておられるか。

また、戦後の、先ほどの標準モデルはもう通用しないと町長もおっしゃっていましたが、住民としては、一つの、こういったモデルがある、ああいったモデルがある、うちはこういったモデルを目指して進もうという、モデルのケースがあれば、また考え方が変わってくると思うんですけれど、戦後のモデルにかわる新しいモデルといいたいでしょうか、例えば、今スローライフとか、カントリーライフとか、マルチライフとか言われている新しい生き方をされてる家族があります。収入は二の次で、充実した家族生活を目指してという、そういったモデルもありますので、そういったものを町としても広めていくというの、一つの方法だと思いますけれど、そういったお考えはないでしょうか。

Uターンとか、Iターンとか、Jターンの支援とかも、そういったことにかかわると思います。一つのモデル、いろんな家族のモデルを紹介しながら、住民の満足度を上げていくといいたいですが、そういった政策は考えられないか、ちょっと、そういった事業は考えられないか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 前段のところで、DVなんかの話も出ておりました。これはこれで、しっかり我々としても、相談窓口を設置……これは総務課が窓口になるんですが、設定をいたしておりまして、いろんな関係機関と連携を取って、対処していくということにいたしておるところであります。

十分啓発をしていきたいと思っておりますし、スローライフの生き方を実践をされておるといいたいですが、改めて、今、これはもう全国でもそうですが、田舎のよさをもう一回、ふるさと再発見じゃないけれども、そういったところのよさを、その価値をもう一度再発見をして、それをみずからの生活に結びつけていく、こういう取り組みが現実に行われておることも承知をいたしておりますし、現に、学生が、そういった取り組みと一緒にNPOをつくってやったり、そういう取り組みがあったり、現実に、また、Uターン、Iターンの一つのケースとして、ふるさとに帰って、そういう地域での取り組みをされておるといいうケースもあります。

ぜひ、そういう方々とのいろんな連携といいたいですが、交流も図って、いい意味で、またPRができればというふうに思っております。

先般も、私の、これは個人的なあれになりますが、先輩で、初めて日本で宇宙に、ソユーズに乗って、秋山さんという、これはTVSの部長をやめて、宇宙へ行った人ですが、この人が、改めて宇宙から地球を見て、これは今のままじゃ大変だということで、今福島県に帰って、自分で

百姓を始めております。自分としての人生の生き様をきちっとつけていきたいというようなことを言って、私も、もう3年ぐらい前になりますけれども、実際に福島でお会いしまして、彼の生き方と申しますか、そういう、実際に地域のお百姓さんと一緒にもう本当に溶け込んで、地域で頑張っております。

本当に、この人生、それぞれの人生の中で、そういったところのやっぱり価値観をしっかり持って、自分なりの人生を歩んで行くと。それも、そういった、今の改めて環境問題等を見直しながらやっていくというのは、それはそれで一つの私は生き方だろうと思いますし、まだ事業として、これを組み立てていくのかということについては、私もまだそこまで勉強しておりませんが、十分、現実、そういう方々のいろんな話を聞きながら、これから、やっぱりこの平生町においても、側面的に支援ができるケースがあろうと思いますから、十分、そこら辺は、町の中でも連携を取って、サポートできる部分があればしっかりサポートしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） きょう、このような、ちょっと取りとめのないような質問をした真意というのは、家族の社会的機能というのは、先ほど言いましたように、構成員をさまざまなリスクから守ること、次世代を成長させる、育成することと先ほど言いましたけど、それはそのまま役所の仕事に重なります。この地域を大きな家族と見立てながら、いろんな事業を、いろんな行政の課題を見つけ、いろんな政策をやっていく。今、時代的にすごく変わっているから、新しい視点を持っていただきたい。そういったところ、特に、地方行政はいろんな国、県、その先の一番先端にいる行政でございます。一番現場に近いところにおりますので、そこから国、県に対して、こういった支援をしてくださいというような発信の仕方も必要だと思うんです。

国によっては、短時間労働を正規職員にしたり、それから、産業構造は転換していくものだという、もう最初から、そういったものだという取り組みで、若者支援なんかをされてたり、就職の支援を、構造が転換する時期に、1年、2年、3年とかけて、その企業の中でやっていくような取り組みをしている国もありますから、そういったものを国、県に発信していく、今、先端はこういう状況だから、こういった制度をつくってほしいということも町長にはおありだと思いますので、そういったことを言っていただきたいという思いと、それから、新しい家族像を地域社会に発信していくことも、ムードづくり、そういったもので必要だと思います。

私たち、いろんな行政側も、議員もそうですけれど、どうしたら、この地域がうまくいくか、制度的なものは何だろうか、それから、意識的なものはどうしたらいいだろうかということを考えながら、それぞれ行政の皆さんも取り組んでらっしゃると思いますので、そのあたりを職員全体で議論しながら、取り組みをやっていただきたいと思います。

例えば、定額給付金についても、DV関連で、その夫のもとから逃げている方なんかは、それが受けられない。受けられないのなら、それでおしまいではなくて、世帯主に行きますので、それが受けられないのなら、ほかのところから同じような金額をその人にあげようではないかという取り組みをしている市、町もあります。それに対して、受けられた方は、自分が認められたようでとてもうれしかった。金額ももちろんうれしいけれど、自分が生きていっていいんだよというメッセージを、行政側からもらったような気がしたという投書もございましたので、地域全体を家族と見立てて、しっかり行政側も取り組んでいただきたい、そういう思いで、きょうの質問はさせていただきます。済みません、ありがとうございました。

議長（福田 洋明君） いいですか。

議員（8番 細田留美子さん） はい。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） それでは、通告のとおり御質問させていただきます。

中小企業振興対策について、2点お伺いいたします。

1点目は、この不況の中、商店、企業は恒常的に不振であります。また、大型店の進出により、従来の商店、企業が苦しんでいることは、全国共通の問題でもありますが、それぞれ何とか打開したいと暗中模索しております。中小企業対策として、これといった切り札がないのも事実であります。

しかし、だからと、行政としても、何もしないで放置しておくのも問題であろうかと思えます。町でも、講習会とか研修会を開くなど、それなりに配慮が必要と思われませんが、町長のお考えと町の取り組みをお伺いいたします。

それから2点目は、町の取り組みによっては、若者の働く場の確保ができ、定住にもつながり、それが町の活性化になると考えます。町の未来を考えて、希望の持てるように町が協力し、働く場をつくるといった視点に立つことはいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 中小企業の振興対策ということで、今後の対策の取り組みの考え方、特に、町で講習会等を実施をしてはどうかと、こういう御質問でございます。

現下の経済状況は、けさからもずっと御指摘をしておりますように、大変厳しいし、中小商店におかれましても、今お話がありましたように、これはもう全国で大型店の進出によって、周辺のところに進出をすることによって、旧中心市街地がシャッター通りになっていくというような状況で、改めて、市街地の再活性化というのが一つの大きなテーマになっておるのも御指摘のとおりです。

そういう状況の中で、例えば、本町で中小企業の、そういった具体的な金融だとか、税務だとか、経営だとか、こういった相談、セミナー、講習会、こういったことについては、御承知のように商工会を中心に、今、それぞれ専門講師によって、こうした取り組みが行われております。

県もいろいろ中小企業対策等を抱えておるわけですが、実施をする主体は、やっぱり経済団体、商工会、商工会議所、こういったところがいろんな、それに応じた講師を招いて、いろんな経営から税務だとか、それから、金融の相談を含めて、いろんな講習、講演、セミナーを開催されております。それを、行政は、ある意味では支援をしていくというのが、これは県の場合もそうだし、町の場合も、そういう形で商工会との一つの連携の中で、私たちが町として支援をしながら、商工会で、そういう活動をしていただいておりますという状況でありますから、町が直接、その中小企業者を対象に講習をやったりというのは、今までも、そういうケースはないわけですが、できるだけ、そういう、せっかく、そういう経済団体があるわけですから、ここがやっぱりしっかり活動していただくと、それを我々がバックアップをしていくという形で、これからもやっていきたいと考えておりますが。

ただ、町としてやれる分野はあります。今、この前から御紹介もしておりますように、今、こういう大変経済が厳しい状況の中で、いわゆるセーフティネットの保障制度、特定中小企業者の認定制度であります。これは、特に、町が特定の中小企業者認定をして、金融機関等から借入れが容易になるように、今この支援を行っておるわけですが、平成18、19年度は、18年度14件、19年度14件、平成20年度には40件に増えております。

特に、去年の11月以降、貸付要件が緩和されましたので、それ以降は27件の申請がございます。21年度に入ってからでも、もう4月以降で16件、18、19年度に年間を超える件数が、今、町にも寄せられてきておまして、こういうものについて、しっかり町としては認定をしながら、支援をしてもらうように、今対策を進めさせていただいております。

それから、若者の生きがい対策といいますが、雇用確保ということでございますが、これは、町が雇用をするという雇用確保策ということよりも、町として、できるだけ、そういう若者が雇用をして、安定して、まずは雇用を確保、今働いていただいておりますところの雇用の確保に協力をする。そしてまた、企業についても、いわゆる雇用確保、企業誘致、こういうことを通じて、若い人たちの雇用の場ができていくということでの取り組みを、町とすれば、引き続き、企業誘致を取り組みをしていくということになるかと思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） 今、商工会でもいろいろされてはおりますけど、なかなか予算の都合で十分にはできてないようなので、いろいろ問題が上がっております。

そこで、業者の自主的な経営力を助長するために、支援措置を講じ、その育成、均衡を図ることが必要と思います。

例えば、商店、業者と町民とのふれあいを深める行事や活性化のための調査事業をしたり、また、新製品開発事業に協力したり、人材育成のための研修参加に対し、経費の一部を助成するなど、また、町内で生産される物品を展示することにより、販路の拡大に貢献していくことと思います。多額の経費を要するものではないと思います。町の取り組みとしては、町長はこういうとはいかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 具体的に、どういう取り組みというのが、今商工会で行われておいて、それに対していろいろなかなか経費がなくて、どこができないというのはちょっと十分承知をいたしておりませんが、我々は、商工会が、そういう形でしっかり中小商工業者の支援ができるように、大変厳しい財政状況ではありますが、商工会に対する支援をさせていただいておることから、あとは、それをどううまく、そういうふうを活用していくのかと。

いろんな販売ルートの確立とか、そういうやつは、我々が持っているノウハウは、経済課を通じて、しっかりその辺は協議をしていけばいいんですが、例えば、特産品センターあたりの活用も十分連携してやっていくというのは考えられることでありますし、特産品の開発についても、これは、もう四、五年前になりますが、これは、町があえて各グループの皆さんにも支援をしながら特産品の開発をやろうということで取り組みをしてきた経緯もありますから、十分、そういう具体的なテーマを、こういう形で取り組めないだろうかということで、ぜひ、また、地域で取り組める課題については、また、今これからまた新しい地域の力発揮事業を組みかえていきますけれども、主体的・自主的に、こういう取り組みをやったらどうかというものについては、町としても、きょうの朝の話ではありませんが、住民の主体的な意思で取り組んで行くまちづくりとか、そういう新しい地域の活性化、こういうものについては、町としても、しっかり支援をしていくと、そのことが、ある意味でメリハリがきいた町政ということになるんだろうと思いますから、ぜひ、こういう具体的な、こういうあれで計画をつくって、こういうふうにしようと思うという提案があれば、いただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（3番 岩本ひろ子さん） そうして、少しずつ前進して、若い人たちに提示していただくということも必要と思いますので、こうした事業は、一時的ではなく、長く続けることにより、花も咲き、実もなることと信じていますので、どうぞよろしく願いいたします。終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑はありませんか。河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

報告の中で、耐震化のお話があったと思いますけれども、中学校の体育館と小学校の教室棟ですか、この2棟の建てかえと改築ですけれども、なぜ、この2棟だけなんでしょうか。ほかに小学校、ほかの建物もあると思うんですけれども。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 耐震化につきましては、本町の場合、耐震化計画を策定をして、計画を取り組んできた。いろいろ耐震診断等も踏まえて、対応していこうということで、取り組んできて、今、その計画については、教育委員会のほうで具体的な計画を策定をして、今日に至っておりますので、そちらのほうから、今回のこれに至った経緯と、中学校の体育館と小学校の校舎の建てかえに至った経緯、なぜ、この時点でこうなのかというのは、説明をしていただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの学校施設の耐震化でございます。

昨日の新聞でも、耐震化のことが掲載されておりました。

本町におきまして、中学校1校、小学校2校、3校の中で、建物を1棟ずつカウントいたしますと、全部で12棟という形で把握をしておるところでございます。その12棟について、耐震化の推進計画をもって、本来でありましたら、22年度、来年度に中学校の屋内運動場の耐震補強をするという計画で進めておったところでございますが、先般来からの国の補正予算に伴う財政措置を受けて、この21年度で予算計上して、当然、事業としては、22年度にまたがったものになってこうと思っておりますが、なぜ中学校1棟、小学校1棟ということなのか、全部できないのかということでございますが、やはり、12棟の中で耐震化の耐震補強等の必要性があるものが8棟ございます。これを一気に、工事期間はかかりますけど、一気に耐震化を進めていくに越したことはございませんが、まず、財源の問題、あるいはまた、その耐震化を行うにあたっての事前準備、1次診断はできておりますけど、まだ第2次診断を20年度の補正予算でもって発注をしたばかりでございます。その成果は、今年度、秋以降に出てまいりますから、今の時点で基本設計等に着手するわけにはいかないという状況で、今の時点で工事着手に入れる中学校の屋内運動場と平生小の普通教室棟、これに限って、国の財源措置をもって工事にあたりたいというところを進めておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 今の御説明でいくと、今回の国の予算措置でいくと、もうあの

2棟しか考えられないというか、間に合わないというか、条件を満たさないということですか。そうですか、わかりました。

やっぱり、学校教育全体長期ビジョンで考えると、やはりきょう産まれた子は、3年、4年後には幼稚園、学校教育法で幼稚園、15歳まで中学校卒業するまで、町立の学校等を使いますので、長期ビジョンで考えると、やっぱり建てかえ、改築全体をするべきではないかなあと思って、この前、説明、担当の方と立ち話でしたときですけど、これは期限があるので、この期限を1日でも過ぎれば補助が出ないというので、それであきらめたというような説明をちょっと受けたもので、質問させていただきました。済みません。

あと、子供たちは、ほんと平生町の宝ですので、学校教育、教育の質もそうですけど、やっぱり安心して教育を受けられる建物、環境というのも、本当に重要になってきますので、よろしくをお願いします。

2点目、まちづくり、地域の力の話の中で、風緑フェスタで地デジ推進のイベントが行われたという話がありましたけど、僕も説明等々をいろいろ聞かせてもらいました。デジタル放送は、今までと違い、本当に見れるか見れないか、もうどちらかなんですが、アナログであれば、ざあざあいいながらも何とか声だけ聞こえとか、そういうことがあったんですけど、デジタルの場合は見れるか見れないかどちらかになります。

現時点で、平生町内、地デジが見ることのできない地域、これが全体のどれくらいあるか把握されていたらお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） 失礼いたします。

今の地デジについては、2011年からアナログからすべて地上のデジタル波に変わるということで、国のほうも、今までにも報告をさせていただいていると思いますが、国、また、山口のエリアについても、そういった地デジのサポートセンターで対応しているところがございます。

この間から、広島総合通信局との協議もいたしておりますが、基本的には、この平生エリアについては、カバーできるというふうに聞いております。

ただ、今、広島の放送局のほうも懸念をしておるのが、実際に、そういった状況になったときに、今、言われたように、地デジの場合は、今のアナログ波とは全く、そういった電波の状況が違います。実際に、佐合もちょっと調査して、個別にしております。佐合も、今の柳井の電波塔、石城山にございます。あれから、直線で言いましたら、今の南側はかつがつ入ると。ただ、裏側に崖があるような、北側の住家についてはちょっと入りが悪いとか、そういった個々のケー

スが出てくるようでございます。その辺は、こちらも、特に、テレビの放送についてはユニバーサルサービスで、どこも見えなくちゃいけないというのが基本でございますので、この辺は国のほうに十分対応してもらうように、行政からも要請をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

議員（1番 河藤 泰明君） 風緑フェスタのときに説明聞いたときに、南局ができて、これで平生町内に関するアンテナ送信局の整備はこれで終わりだという説明を受けました。

対策として、整備は終わっているんですけど、あとアンテナ、その電波の直進性とか、デジタル、特有なものがあって、正面から電波が来てるから、そちらへ向けたら移るというものでもないみたいなんで、場所によっては真横であったり、実は高くやればいいのかあとと思いますが、ほんと地表ぎりぎりのほうが映るとか、いろいろそういう特徴があって、アンテナの調整で、大部分は対応できるんじゃないかという、一応そういう説明ではあったんですけども、調整を進めていって、どれくらい解消できるか、これも聞かないとわからんですよね。わかりませんが、そこで調整された上で、テレビというのは、このあたり、特に平生町、こういう都心から離れますし、子供から大人、お年寄りまで娯楽の一つだと思います。

各家庭で、そのアンテナの調整等、努力や協力いただいても見れない地域やお宅が出る可能性というのはあると思うんです。フェスタでいろいろお尋ねしていくと、結局、先ほども総務課長からお話があったように、最終的には広島にセンターがあるので、そちらへ電話してはもらえまあかと言われたんですけど。やっぱり、そのフェスタに来た専門家の方ですら、解決できないような難しい問題であるんだというふうに認識はしたんですけど、これは平生町だけではなくて、全国的な問題になってくると思います。

特に、平生町、この地域が水にしても田布施と共同でやっていますし、あと柳井広域の水もいただいていますし、葬祭場にしても田布施と共同、上関町も隣接ではありますし、人口の推移とか、年齢の構成のことを考えると、今後さまざまな課題があると思います。

隣接市町で、生活基盤、アンテナ、地デジ放送も含めて、生活基盤のネットワークを構築していくことがすごく重要になってくると思うんですけど、これは、事務レベルでやると、結構調整が難しいと思うんです。そこで、首長同士のネットワークというのがすごく重要になってくるんじゃないかと思うんですけども、田布施、上関とは歴史的にも長いですし、柳井は今回新しく、新しい若い市長がなられましたし、ここで、やはり山田町長、一番まとめていく力を持ってらっしゃると思いますので、隣接の首長さんたちと、今度地デジも含めて、ネットワークをつくっていくような働きかけをしていただきたいと思うんですけど、その辺、お考えはないでしょうか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 地デジという一つの取り組みを通じて、連携をというお話でございますが、合併協議の話もけさも出ておりましたけれども、この熊毛郡周辺、田布施、上関、それから、平生町、この連携、それからまた、柳井市については、我々は、広域の水道もそうだし、消防も広域消防で、柳井との圏域と、こういった広域圏でいろいろ事業もやっておりますから、首長同士のネットワークというのは、いろんな形で、今、熊毛郡は3町しかなくなりましたが、これは、今、3町で郡の町長会をやったり、いろいろ意思の疎通は図っております。

広域は広域で、今、そういった近隣のこれは大島を含めてということになりますが、しっかりネットワークは大事にしていこうということは、今話をしておりますから、十分広域的な連携を取りながら、地域のこれからの発展についても、お互いに協力し合うところは協力していかなくちゃいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

議員（12番 河内山宏充君） それでは、けさ方いただいた行政報告の中、たくさん報告をいただきましたけれども、1点だけ、ちょっと聞き漏らしたのか、私の勘違いなのかということで、確認の意味も含めて町長にお尋ねをいたします。

都市計画税のことについてです。朝方、平成19年度の都市計画審議会の答申、結論も踏まえて、一応、22年度からスタートするというような御発言で、ずっと御発言されていて、今まで平生町の歴史の中で、この目的税に頼らないまちづくりをしていったんだけど、新たなスタート、まちづくりができるなというふうに思ってたんですけども、その後の発言で、現下の不況、社会経済情勢との動向で、今後、議会と何か話をしながら進めていく、ちょっと一段とトーンダウンしたみたいでしたので、まず、私大きくお尋ねしたいのは、何を議会と相談をされるんだろうかということなんです。

まず、都市計画審議会というのは町長さんの諮問機関ですから、まずは、町長さんが、その都市計画審議会の意思を尊重されるのか、尊重されないかになるかと思うんですけども、その後から議会のお話ではないかと思うんです。

例えば、いろいろ思いますに、22年度から条例なりの諸手続きをして、そのまんま町長さんの判断で棚上げというか、次期に繰り越しというような措置をされるのか、それとも、もう最初から棚上げされるのか、それとも、22年度からスタートされるのか、いろんなことを、私、その御発言の後、いろいろ考えてみて、多少不安になりましたので、せっかくお話されたんですから、一応、都市計画審議会の諮問を踏まえての、町長さんの所見をお尋ねさせていただければと思います。

あとの詳細については、また所管の委員会の私構成メンバーでもありますので、そのほうで議論させていただければと思いますが、朝方、行政報告のほうでお触れになりましたので、そのこ

とだけ、今、私お尋ねをさせていただければと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように、都市計画審議会の審議の経過、そういうものを踏まえながら、あるいはまた、それ以前からの町としての課題ということで、都市計画税の導入について、これはやっていこうという話の中で、都市計画審議会からでもいろいろ御協議をいただき、確認をさせていただいてきたのは、導入はしていこうと、下水道の供用開始区域を対象と、それから、税率については0.2ということで、ただ、22年度から導入と、こういうことで、もろもろ税務課を含めて皆さんにも予算の御承認いただいておりますが、航空写真を取ったり、いろいろこの準備を導入に向けてしてきております。

したがって、この導入については、予定どおり、この作業は進めていくことにしておりますが、問題は実施時期、22年度の実施ということについては、今の現下の経済状況等を踏まえて、住民にまた新たな負担をいただくという状況になるわけでありますから、これについては、多少やっぱり経済状況等も見ながら、実施の時期について、実施の時期については十分判断をしていきたいということ、けさ申し上げさせていただきました。

したがって、行政協力員会議なんかも開催をして、その中でいろいろ議論もお話が出たりという経緯もありました。その中で、この都市計画税については、導入はしていく前提で今取り組んでおりますよと、下水道地域を対象にという、こういう話もさせてもらってきた経緯があります。ありますから、それはそれでいきたいと考えておりますが、問題は、実施の時期を、今のこの現下の経済状況を踏まえて、実施時期については考えさせていただきたいと。少し指標等判断をしながら、改めて、その時期については、議会にも御報告をしながら対応をしていきたいと、こういう趣旨でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政報告の中で、いわゆる自主防災組織についての報告がございました。これについて2点なんです、一つは、行政協力員会議には出席をしまして、自治会長さんの意見も、何か悲鳴のような、もうこれだけ高齢化してきて、自分の自治会にはそんな元気はないと、あんまり言わんでくれえやあと、こういうような趣旨の発言もございましたし、行政のほうじゃ、どんどん自主防災組織の組織率を言われますから、まじめな自治会長さんはもうたまらんと、こういう気持ちのあらわれがあったように見受けをします。

だから、言われることはわかるが、特に、平生町の場合の自治会は、大から小までいろいろありまして、本当に自治会というよりは、中には10何件とかで、そういう組織のていをなかなか成しにくいというところもあると思うんです。さらに、これを追求していかれるという気持ちはわからんわけじゃないけど、実際には、自治会長さんから、そういうもう悲鳴に似たような声が

上がっておる実態ではないかと思うんです。これについてどういう理解をされておるのかということ、もう一つは、組織率というか、組織率の話が出ましたが、それよりは活動率です。自主防災組織の活動率、これが大事ではないかと思うんです。

私の所属する自治会で、先般、私もちょうど準備段階から声がかかりまして、AED、いわゆる除細動器の使用方法和火災警報器のことについての取り組みをいたしまして、除細動器は大変役に立ちました。何かのときには、もしかしたら使えるかもしれないという自信もできましたが、それでも、その準備の段階で、自治会長さんが、町内の今までの自主防災組織の活動例というのを行政のほうからコピーをいただいて、みんなに配られました、実際にはほとんど活動実態がないというのが、そう言ったら失礼だけど、あまりないという状況だと思うんです。それから、組織率もさることながら、確かに組織をすれば、1戸当たり何ぼの助成金がありますよと、それは魅力ですから組織をされますが、活動は実際にはされてないところが多いと思うんです。だから、形式よりも生きた中身じゃないかという気持ちを持ってはおりますが、このことについてもお考えをお伺いしておきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 自主防災組織でございますが、自治会が、それぞれ置かれておる状況は違いますから、それぞれ地域の実情に応じた形で組織をつくっていただこうと。場合によっては、うちは少ないから、隣の自治会と一緒にというようなケースもあるように聞いておりますし、そこら辺は柔軟に、我々も、おっしゃるように、つくったけども全く機能しないというのでは、これは意味ないわけでありますから、十分機能していくように、そこら辺は行政としても十分配慮して、組織づくりについては、アドバイスをしていこうというふうにいたしております。

それから、活動の例ですが、いろいろ示しておるんですが、自主的に去年曾根地区全体で、こういう自主防災組織の皆さんに参加をいただいて、防災訓練と、それ以前は大野でやると、その前はちょうど尾国にもありますが、防災・防犯、こういった地域で、そういう取り組みをやっていただく、あるいはまた、総会なんかのときに、いろいろ消防署とかから来ていただいて、いろんなお話を聞くと、実施の訓練をやるというようなケースもありますので、そういうことも紹介をしながら、とにかく、みんなが、何かのあれで、防災の話題が出て、今度こういう話を聞いてみようという、やっぱり動機づけといえますか、そういうものができるように、引き続き取り組みをしていきたいと、そういうふうに思っております。

特に、今から、既に言っておりますように、来年は県の防災訓練を平生町が引き受けると、ことをやりますから、これは一つの大きな、町にとっても大変大きな取り組みでありますし、自主防災の組織、いわゆるハード面の整備もそうありますが、むしろ、ソフトのそういった部分で、みんなの意識が、防災意識が高まっていくように、地域の防災力が向上していく一つの大きなき

っかけになるように、ぜひ、これは、この訓練を生かしていきたいというふうに思いますので、この辺の位置づけとか、そういうものについても、しっかりこれから、各自治会にも十分話をしながら、そしてまた、せっかくなつくた組織が、いざといったときに機能するように、できるだけ、そこら辺のお互いの連携というものは大事にしてやっていきたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政の意気込みはわかるわけですが、受けるほうの側もありますけど、とにかく、私も聞いておまして、もう切ないような気分になった思いがございまして、十分に丁寧に理解を得る方向で努力していただきたいと思うし、活動をすることに、視点を置いた返事をするべきじゃないかと思っておりますから、ちょっと御意見として申し上げておきます。以上です。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。田中稔議員。

議員（5番 田中 稔君） 先ほど、河内山議員からの質問に続けて質問すればよかったんですが、都市計画税、これ19年度都市計画区画変更ということで、0.2%、平成22年度よりアップすると、都市計画税ですね。ということでございましたけども、けさほど、私、一般質問の中で言い忘れましたけれども、実は、町債の残高で、一般会計分が五二、三%いってるんです。もう一つ、下水道、これが39%ぐらいいってるんです、全体の町債の残高の中に。だから、町にとって相当大きな負担になっていくことは、これは確かです。

そう考えましたときに、一方で、この下水が、私も町の中回ったときに、早くやってくれと言う人と、いいよという人が2通りいらっしやいまして、どっちが本当かいなという実は感じて、話を聞いておるんですが、言えることは、大体、人家の密集したところが効率がいいと。

ところが、田舎部になってきますと、田舎部というのは、大体これから田舎部になってくると思うんですが、そういったところにおいて、高齢化した中で投資効率が非常に悪くなってる中で、町の負担が非常に重くなっている。住民の意思はどうかといったときに、必ずしも、100%賛成ということでもなさそうだとようになってきたときに、では、町の負担といいますが、住民の方々にとって本当に必要かどうか、その希望者が多いか少ないかといったあたりのアンケート調査とか、希望、要望、町についての調査はされたことはあるんでしょうか。最近のやつです。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後2時10分から再開いたします。

午後1時56分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 下水道の導入にあたっては、佐賀の漁集の場合は、途中で変更をかけた
りもしておりますから、十分住民の意向を踏まえて対応させていただきましたが、この公共下水
については、もうこれずっと以前からやっております、アンケートといえば、ちょうど前の総
合計画を策定をするときに、生活環境の整備をしっかりやる、その中に下水道の整備をという、
そういう形でアンケート調査がやられた経緯はあります。

だから、このことをもってアンケート、下水道の整備についてどうかというアンケート調査は
やっておらんと思います。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号平生町営住宅条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑はありま
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑
が終了いたしましたので、6月19日の本会議を休会といたしたいと思ひます。これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがいまして、本日の議事日程に、日程第7、委員会付託を追加いたします。

日程第7.委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第7、お諮りいたします。議案第1号平生町営住宅の一部を改正す
る条例の件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、産業文
教常任委員会に付託したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号の件については、お手元に
配布の付託表のおり、産業文教常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月25日午前10時から開会いたします。

午後2時12分散会

平成21年 第4回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成21年6月25日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成21年6月25日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平生町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第3 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 河藤 泰明君 | 2番 大井 哲也君 |
| 3番 岩本ひろ子さん | 5番 田中 稔君 |
| 6番 淵上 正博君 | 7番 藤村 政嗣君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 吉國 茂君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 河内山宏充君 | 13番 福田 洋明君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君 書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	岩見 求嗣君
総務課長	吉賀 康宏君	総合政策課長	角田 光弘君
町民課長			安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長			弘中 賢治君
健康福祉課長			河野 孝之君
経済課長兼農業委員会事務局長			中本 羊次君
建設課長	洲山 和久君	佐賀出張所長	村上 勲君
学校教育課長	福本 達弥君	社会教育課長	木谷 巖君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において平岡正一議員、河内山宏充議員を指名いたします。

・

日程第2．議案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平生町営住宅条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に関し、6月18日の本会議において、産業文教常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。柳井靖雄産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（柳井 靖雄君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成21年6月18日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号につきまして、6月22日委員会室において町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしまし

た。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号については、全会一致で承認することにいたしました。

次に、主だった審議経過を報告いたします。

議案第1号について、用途廃止により、戸数の減った団地については、管理上のロスが多いと思われるが、そういった町営住宅に対しての見通しはどうなっているのかとの質問に対し、そういった町営住宅については、入居者が退去すれば用途廃止をしていきたいとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会で付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で、委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。議案第1号平生町営住宅条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第3 . 同意第1号

議長（福田 洋明君） 日程第3、同意第1号監査委員の選任についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平岡正一議員の退席を求めます。

〔11番 平岡 正一君 退席〕

議長（福田 洋明君） 町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る6月18日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに常任委員会で慎重に御審議賜りましたことをまずもって厚くお礼申し上げます。

そしてたゞいまは、条例1件につきまして、御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

梅雨入り以来、降雨量が少なく農作物への影響等も懸念しておりましたが、今週に入りまして、梅雨前線が北上し、やっとこの時期特有の梅雨空に戻ったところでございます。じめじめとした季節ではありますが、平年並みの適度な雨を期待したいところであります。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件2件でございますが、まず、同意第1号監査委員の選任について御説明を申し上げます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして、2名と定められており、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち議会議員のうちから選任する監査委員につきましては、去る平成19年6月定例会で御同意をいただき、福田洋明議員を選任いただいておりますが、先般御本人の申し出によりまして退職の承認をさせていただいたところであります。監査委員の服務は合議制ではなく単独で行うものであり、現在識見を有する者から選任した監査委員単独でその業務に当たっていただいておりますが、困難事案への対応や、監査機能の充実を考えれば、早急に後任の委員を選任することが必要であり、この度、議員のうちから平岡正一議員を後任委員として選任いたしたく御提案申し上げます。

平岡議員の略歴を申し上げますと、昭和50年に町議会議員に初当選以来、今期で8期の御当選をされておられまして、その間4年間の議長経験をはじめ、議会運営委員会委員長、建設経済常任委員会委員長など要職を歴任されておられます。

また、柳井地区広域事務組合での監査委員、全国町村議会議長会での監事の職もお務めになるなど、過去の御経験、識見などから適任と存じまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

なお、御参考までに申し上げますと、識見を有する者から選任された監査委員といたしましては、新開の中嶋一成さんに平成18年11月からお務めをいただいております。

以上で同意第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じま

すので、よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより同意第1号監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

これをもって平岡正一議員の除斥を解きます。

〔11番 平岡 正一君 着席〕

日程第4 諮問第1号

議長（福田 洋明君） 日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君）

ただいまは、平生町監査委員の選任につきまして、御同意を賜りまして誠にありがとうございました。続きまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、御承知のとおり、新開の中嶋一成さん、土手町の五味洋子さん、そして上組の中尾一真さんの3名でございますが、このうち平成18年10月からお願いしております中尾一真さんの任期が、平成21年9月30日をもって満了いたします。中尾さんにおかれましては1期3年間お務めをいただいておりますが、これまでの御活躍を考慮し、再度推薦したいと存じます。中尾さんは、昭和38年、上関中学校をはじめとして、平成13年に田布施中学校校長として退職されるまで38年間、教育一筋に御精励された方ございまして、平成18年より人権擁護委員として御活躍をいただいているところであります。

以上、中尾さんの略歴を申し上げましたが、人権擁護委員は国民の基本的な人権の擁護、すべて

の権利や自由な人権思想の普及及び高揚に努める使命が課せられているわけでございます、中尾さんにつきましては人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものであります。

なお、主な履歴につきましては別紙に添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと存じます。

以上で諮問第1号につきましてはの説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第5．議員派遣の件

議長（福田 洋明君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

・ ・

日程第6．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第6、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたし

ます。

会議規則第67条第1項の規定によって、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成21年第4回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時15分閉会